

末子相続研究序説

内藤，莞爾

<https://doi.org/10.15017/2328719>

出版情報：哲學年報. 29, pp.53-145, 1970-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



末子相統研究序説

内 藤 莞 爾

はじめに

われわれはこのところ、西南九州におけるいわゆる末子相統の研究を手がけているが、本稿は、もともとこの研究の導入の部分として用意された。したがってそれ自身、まとまった論文としての態をなしているのではない。あとで展開するはずのモノグラフに対して、その問題をさぐる、といった意味で述べているにすぎない。というわけで、資料もなるべく九州のそれを避けて、あえてそれ以外の地域のものを探りあげることにした。にしても、九州がこの慣行の拠点であることにはまちがいない。したがってこのことを示すのは、当然の順序となってくる。それで個々の地点を離れて、広域的な資料については、九州関係のものにも言及せざるをえなかった。それから本稿では、この慣行についての方法的な問題には、ほとんど触れていない。この方面に関して、われわれの立場は、まだ熟しているわけではないが、なお構想の一端は、別の機会にこれを示した⁽¹⁾。あわせて参考にしていただければ、さいわいである。

また本稿では、後半になると、かなり数字的な表現が出てくる。これは、実はわれわれの実態調査における分析視角と関係するものであって、本稿だけを探れば、それほど必然性はない。もともとわれわれの実態調査では、この慣行の構造的文脈について、その全部を取り扱おうとしているのではない。とりわけ視点を家庭内の人間関係というものに置いた。いわゆる家族周期が問題となったのも、そのためであった。そしてこうした分析では、なるべく計数的な処理に出ることが望ましい。そう判断したからであった。実態調査の報告は、本稿では現われないので、以上の点をまずお断わりしておきたい。

(1) 拙稿「いわゆる末子相統について」(『村落社会研究』第三集、一九六七年、二五三—二九〇頁)。

拙稿「相統形態の試論的分析——いわゆる末子相統を基軸として」(九州大学『哲学年報』第二十七輯、昭和四十三年、三七—三三頁)。

一 研究史のスケッチ

1 「末子相統」の意味とこの慣行の世界的分布

「末子相統」ということばは、その語感が常識を出るためか、かなりの人に知られている。けれどもその意味となると、「末っ子があとを取る」といった程度で、それ以上の追求は、あまりなされていない。ところが学術語の「末子相統」でも、これはあまり明確であるとは思えない。たとえば日本において、この方面の草分けとされる中川善之助

によると、これは「親の死亡、または隠居などの場合に、その官職・身分・財産などを全部一括してか、または大部分か、もしくは主要部分とかを、末子が相続する制度」⁽¹⁾と言っている。そしてこれに続いて、“Ultimogenitur” “Jüngstenrecht”, Minorat(独)、“droit de jeuneur”, “maineté”⁽²⁾ “ultimogeniture”, “Borough English” (英)などの外国語を挙げている。こうしたところからすると、かれはここで末子相続の一般的な規定をしようとしたとみえる。つまりこれによると、相続人が末子という点は、はっきりしている。しかし相続の内容は、多方面にわたっている。またその相続部分についても、かなりのバラエティが示される。もっともこの慣行自体が、いろいろな亜種を含むとすれば、一般的な規定というものが、こうした表現になるのも、またやむをえない、とすべきであろう。事実、中川が信州・諏訪の調査から得た「末子相続」では、相続の内容、また相続部分がもっとはっきりしたものとなっている。すなわち当地の慣行は、「末子単独相続ではなく、共同相続制を基調とした末子優先相続」⁽²⁾とするのである。そこでは、祖先伝来の家・屋敷とか、隠居面とかは、末子が相続する。しかし他の兄たちにも、遺産が分配される。長子家督が多く単独相続であるのと区別される。こう言うのである。⁽³⁾

(1) 中川善之助「末子相続」(『家族制度全集』史論篇)、相続、昭和十三年、六四頁)。なお『民俗学辞典』(民俗学研究所編)の規定は、この中川からのまったくの借用である(五三七頁)。

(2) 同右、七三頁。

(3) ところで辞書の類でも、たとえば“the youngest son inherits the homestead” (Britanica, vol. 22, p. 675) といった具合で、homesteadの内容は、あきらかでない。

なるほどのちに述べるように、九州の慣行を見ても、これには中川が指摘する点と、共通した面もたしかに認められる。が、なお差異も現われてくる。また九州各地のそれにしても、これらは、かならずしも一様ではない。とすれば、一般的な規定は、差し当たって、これを保留して、当面、実態の把握が先行する。そして一般的な規定というのが可能であるか、どうか。またそこでの類型化の問題、あるいは族制のなかでのその位置づけ、これらは、まず実態把握あとで問われることになるう。

ただそれにしても、まったくの手ばなしでは、論を進めることができない。もともとわれわれの研究は、日本の末子相続、とりわけ西南九州のそれを解明するのを目的としている。が、それにききだって、諸外国の例を少しく紹介しておくことにしたい。オリエンテーションの意味である。ところでこの方面で、もっとも精力的に資料を集めたのは、周知のように、民族学者・フレーザー (Sir James G. Frazer, 1854-1941) であつた。⁽¹⁾ またこの資料にもとづいて、かれは、かれなりの理論化をおこなっている。それでこのフレーザーを中心に述べるわけであるが、ただかれの場合、さきにも触れた末子相続の規定というものは見られない。しかしその記述のあいだから、だいたい次の三点が浮かんでくる。

- (1) 末子 (とりわけ末弟) が親の遺産のすべて、あるいは多くの部分を承継する。
- (2) こうした遺産のうち、特に家・屋敷を継いで、親との同居をおこなう。
- (3) したがって親の老後を扶養する。

ただフレーザーが挙げる事例では、以上の三点がみな充たされている、というのではない。だいたい西欧流の考え

かたからすると、どうしても遺産相続がいわば相続の柱となってくる。つまり“heritage”である。したがって第一点が眼目となるのであるが、第二点は、そうした遺産のなかで、相続として象徴的な意味をもつものの承継である。そして生前、家・屋敷を譲られると、そこで親との同居が想定されてくる。しかし死後相続もあるし、終世別居もあるので、これはかならず実現するとはかぎらない。いわんや第三点は、もともと第二点の延長なので、その実現は、保証のかぎりではない。

(1) Frazer, J. G., *Folklore in the Old Testament-Studies in Comparative Religion, Legend and Law*, vol. 1, 1919. pp. 433~439.

そこでこのような、いささかあやふげな規定のもとで、フレイザーが挙げる末子相続の実態をながめてみたい。はじめにその分布を見ると、次のようである。まずヨーロッパでは、イギリスの各地でこれがおこなわれたし、また現におこなわれている。大陸に渡っては、フランスの一部がそうだったし、フリースランドでは、十九世紀まで、耕地の分割が禁じられて、父の死後、一括してこれが末子に譲られた。ドイツでは、ウェストファリアやライン地方、つまりサクソン法の伝統に当たる地方がこれに属する。シレジアやビュルテンベルクにも、これが見られる。ただスカンジナビア半島、つまりデンマーク・スウェーデン・ノルウェーには、末子相続がない。帝政ロシアでも、あまり一般的でない。けれども南部と西部とでは、いわゆる家父長的な大家族 (joint-family) が崩れつつあって、この場合には、末子が屋敷を受け継ぐ傾きがある。ところで以上は、アーリア系の諸民族であるが、東洋人種に属するハンガリーでも、これに似た慣行が見いだされる。ここでも末子は、父の屋敷を継がなくてはならない。ただこの場合、他

の共同相続人には、その対価が支払われる。北チュード族 (Northern Tchuds) でも、家屋敷は、末弟のものとなる。⁽¹⁾

(1) Frazer, *ibid.*, pp. 436~9.

けれどももっと濃厚な分布地帯としては、南アジアが挙げられる。殊にアッサムから南中国 (華南) ・ラオス・ビルマの山岳地帯がそれである。ここでフレーザーは、ナガ (Naga) ・アンガミ (Angami) ・ルシャイ (Lushai) をはじめ、一三の種族を指摘するのであるが、別にベンガル地方の二族、中央インドと南インドの例も、登場してくる。さらに南に下つては、マライ・スマトラにも及んでいる。たとえばナガ族の場合、ジェサミ (アッサム) に住むマオ部族 (Mao) では、家と動産のうち、いちばん良いものは、末子がこれを相続する。他の兄弟は、残りを均等に分ける。またマオ地方に住むナガ族では、長男には特別の割当があるけれども、家屋は末弟に保留される。カブイ族 (Kabui) では、財産は兄弟たちで分けられるが、末子の取分がもっとも大きい。またカシ族 (Khasi) やガロ族 (Garro) のように、末女相続が指摘されているのも、この地帯である。⁽¹⁾

(1) Frazer, *ibid.*, pp. 439~73.

それから北東アジアでは、シベリア北部のユカギール族 (Yukaghir)・北東シベリアのチュクチ族 (Chukchee)・同じくコリヤーク族 (Koryak) に、それらしいものが見られる。たとえばユカギールでは、衣類や狩猟道具などには、個人所有が認められる。しかし舟・網・家屋・家具などは、家族の共有財産とされる。そしてこれらは、末子に

譲られる。兄たちは、家を出て、妻の実家で住むことになる。チュクチでは、人間を型どった火打板をもち、これを神聖視している。殊にいちばん古い火打板がそれである。が、これは長男か、末男かに渡される。⁽¹⁾

(1) Frazer, *ibid.*, pp. 473~476.

南アジアや北アジア、要するに日本を取りまく諸地域については、とぼしい日本語の文献ながら、のちに補説する機会をもちたい。そこで終わりに、アフリカである。最近の研究では、アフリカの相続制は、男女にかかわらず、長子制が圧倒的のように見える。⁽¹⁾が、なおフレーザーによると、いくつもの種族で末子相続がおこなわれているという。アビシニア高原（エチオピア）のボゴ族（Bogo）、白ナイルの牧民・ヌアー族（Nuer）、南ナイジェリアのイボ族（Ibo）など、一〇以上の種族がそれである。たとえばイボ族では、女系の財産についてだけ、この末子相続がおこなわれる。ヌアー族では、酋長が死ぬと、その地位は、末子によって継がれる。またバンツ族（Bantu）の酋長は、かれが生きているあいだは、孫の顔を見てはならない。それで相続人は、正妻をめとらないでいることもある。けれども、もし妻を貰って、子どもができると、かれは相続人としての地位を失なう。そしてこのときには、末子（相続人の末弟）が跡を継ぐことになる。なおさきのボゴ族では、家長の地位と動産、それに牛は、長男のものになる。しかし家だけは、末子がこれを相続する。⁽²⁾

- (1) Radcliffe-Brown, A. R. and Forde, D., ed., *African Systems of Kinship and Marriage*, 1948, p. 98—131.
(2) Frazer, *ibid.*, pp. 476~481.

2 末子相統研究の発端

周知のように、フレーザーの民族学は、しよせん古典民族学のレベルにとどまっている。そこでは類似現象をひろく蒐集するけれども、当該現象のウェイトについては、あまり関心がない。また親族組織をはじめとして、相統をとりまく族制的文脈への考慮も欠いている。いやその比較法 (comparative method) 的な発想は、究極的には起源論へと傾斜していく。そしてこの起源＝原型は、かれの場合、言わばその現象の本質なので、これはのちの状況が変化しても、なお生き続ける。というわけで、フレーザー説は、同時に民俗残存説 (survivals) とも結びついてくるのである。『旧約聖書における民俗学』も、どうやらそうした論法に立っている。それは、またあとで述べることにして、フレーザーの末子相統説をもうしばらく追ってみたい。

ところでフレーザーが、旧約聖書をタイトルとしたこの書物で、末子相統を問題としたのは、ほかでもない。「創世記」の第二十五章で、これを発見したからである。例のヤコブの物語であるが、あらずじを述べると、次のようになる。もともとヤコブは、イサクの子として生まれた。だからアブラハムは、ヤコブの祖父ということになる。さてヤコブの出生には、天地創造の神・エホバが絡んでくる。父のイサクは、四十歳になって、妻・リベカをめとるが、この妻には子がない。そしてエホバに願って、ようやく子宝に恵まれる。ところがこれが双子で、しかも胎内でもう争っている。エホバにうかがいを立てたところ、「二つの国民」^{くにたみ}が争っている。しかも結局は、兄が弟に仕えることになる。こういうご託宣であった。生まれた兄はエサウ、弟はヤコブと名付けられたが、兄のエサウは、色が赤く、

「舂中裘の如く」(邦訳『旧約聖書』による)であつたという。またヤコブは、生まれたとき、兄の踵をしかり握っていた。二人の不和は、出生のとき、いやそのまえから、運命づけられていたことになる。

エサウは、成人して、練達の狩人になった。父のイサクは、鹿の肉が好物なので、このエサウを可愛がるけれども、反対に妻のリベカは、弟のヤコブを寵愛する。ところである日、ヤコブがあつものを煮ていると、そこへ兄のエサウが、狩から帰ってくる。あつものを見て、自分は疲れているので、それを飲ませてほしいと頼む。ここでヤコブは、条件をつけた。「ヤコブ言けるは、今日、汝の家督の権を我に売れ。エサウいう。我は死なんとしてゐる。此家督の権、我に何の益をなさんや。ヤコブまた言けるは、今日、我に誓へと。彼すなはち誓ひて、其家督の権をヤコブに売ぬ。」つまりエサウは、あつものと引替に、相続権を弟に譲った。そういうことになる。

ところが、それだけではない。父のイサクも、ようやく老いて、末期を予想するようになる。目もかすんで、ものがよく見えない。そこで兄のエサウを呼んで、鹿が食べたい、そうすれば、エホバの前で、お前を祝福するであらう、と言う。エサウは、狩に出ていった。ところがこの話を、妻のリベカに聞かれてしまう。リベカは、ヤコブを呼んで、お前は仔山羊を二匹取ってこい。わたしが料理して、父に食べさせよう、と言う。計略は、図に当たった。イサクは、ヤコブをエサウと間違えて、仔山羊の肉を食べてしまう。そしてヤコブに祝福を与える。「ねがはくは、神、天の露と地の腹および饒多の穀と酒を汝にたまへ。諸の民、汝につかへ、諸の国、汝に躬を鞠ん。汝、兄弟達の主となり、汝の母の子等、汝に身をかがめん。汝を詛ふ者はのろはれ、汝を祝する者は、祝せられるべし。」エサウは、鹿をとらえて、これを父に捧げたけれども、祝福は、すでにヤコブに与えられている。もうどうにもならない。

「イサク言けるは、汝の弟、偽りて来り、汝の祝福を奪ひたり。エサウ曰けるは、彼をヤコブ（排除者）となづくるは宜ならずや。彼は我をおしのくくること、二次なり。昔にはわが家督の権を奪ひ、今はわが祝を奪ひたり。」⁽²⁾というわけである。

(1) 「創世記」第二十七章。

(2) 同右。

なおフレザーは挙げないけれども、このヤコブに絡んで、創世記では、もうひとつの説話が注目される。ベンヤミンの話である。いわゆる「ベンジャミンの分前」(Benjamin's Share)として知られている。ヤコブは、母方のイトコのレアとラケル、それにレアの侍女のジルバと、ラケルの侍女のビルハ、都合四人を妻とする。レアからは六男一女が生れるが、このなかには近親相姦や *Leviticus* 婚と関係するユダがいる。ラケルの生んだのが、ヨセフとベンヤミンであるが、これは父のヤコブは二男、ラケルの侍女ビルハも二男を生む。計一四人ということになる。このうち問題のベンヤミンであるが、これは父のヤコブがハランから故郷のカナンに帰ってからの出生ということになる。帰郷後の子どもは、このベンヤミンだけで、つまり末子である。いわゆる「ベンジャミンの分前」とは、周知のように、ヨセフが兄弟たちに売られて、やがて出世する。そして兄弟すべての対面という条(第四三章)に述べられている。「かくて彼等(ヤコブの子どもたち)、ヨセフの前に座るに、長子をばその長たるにしたがひて座らせ、若き者をばその幼少にしたがひてすわらせければ、その人々(エジプト人)駭きあへり。ヨセフ己のまへより皿を彼等^らに供ふ。ベンヤミンの皿は、他の人よりも五倍おほかりき。かれら飲て、ヨセフとともに樂しめり」。

しかしこの説話は、族制とは関係がないとしてよい。同じ腹から生れた兄のヨセフが弟のベンヤミンに五倍をやつても、少しもおかしくはない。まして他の異母兄は、自分を謀略にかけて、穴に落し、挙句のはては、奴隸に売った連中である。ただ父のヤコブがこの末子のベンヤミンを可愛がつていたことは、間違いない。もともとヤコブは、二人とも妻であるけれども、姉娘のレアは目が弱く、妹娘のラケルは美人であった。というわけで、ラケルとの婚姻を望んでいた。ラケルの生んだ子が可愛いのは、当然である。しかもベンヤミンは、母のラケルにとつて、臨終のときの子どもでもあった。「ラケル産にのぞみ、その産重かりき。彼死にのぞみて、その魂去らんとする時、その子の名をベノニ(吾苦痛の子)と呼たり。然ども其父これをベンヤミン(右手の子)

となづけたり。」。兄たちをエジプトまで買出しに出したのに、ベンヤミンだけをヤコブは手許に置いた。兄たちと年令も離れてい
ただろうが、ヤコブのベットであつたと見てよいであらう。

にしても以上の説話だけでは、末子相続を説明することにはならない。反対に長子の「家督の権」が確立している
ので、謀略を用いて、ヤコブはエサウから、相続権を奪った。そういうことになるはずである。事実、さきの第四十
三章でも、「長子をばその長たるにしたがひて座らせ、若き者をばその若きにしたがひてすわらせ」、エジプト人を
驚かせている。というわけで、ここでききにも触れたフレーザー流の解釈が登場してくる。これは、一言でいえば、
「牧人説」である。すなわちこの説話は、古代ヘブライ人の牧人時代を投影している。なるほどかれらは、その後、
パレスチナに定住して、農耕生活をいとなむようになった。とともに、遊牧時代の末子相続は、その影をひそめるこ
とになる。が、なお完全に消え去ったのではない。それは、ふとした機会に姿を現わすことになる。説話では、これ
が出生のときの因果ばなしとなってくるし、母のヤコブへの偏愛や悪知恵、あるいはヤコブの貪欲といったようなプ
ロットとなってくる。が、これは妥協であって、母やヤコブは、けっして悪人ではない。かえってかれらは、古代の
慣習法を弁護している。⁽¹⁾さきに述べた起源説と民俗残存説とである。すなわち末子相続は、遊牧生活に発するが、こ
の遊牧をやめて、農耕生活に移っても、それはなお残存する。あるいは余影をとどめている。そういうことになるで
あらう。

(1) Frazer, *ibid.*, pp. 484~7.

では問題の牧人説というのは、なんであるか。これは実は、フレーザーの発明ではない。十八世紀の法律家・ブラ
末子相続研究序説

ックストーン (Sir W. Blackstone, 1723-1780) によって示唆され、フレーザーは、この説で理論武装した。そう言つてよい。というわけで、ブラックストーンの所説を、かいつまんで述べると、これは次のようになる。⁽¹⁾対象となつたのは、なまに中川も挙げている“Borough English”である。議員の選出権をもつ自由都市のひとつであるが、その初見は、エドワード三世の時代、すなわち十四世紀にさかのぼる。莊園 (manor) はなやかなりしころ、ということになる。ところで当時、ノッチェンガムには、“Borough English”と“Borough France”と呼ばれ、二つの領地があった。そして“Borough English”の住民のあいだでは、財産は末子によって相続され、“Borough France”では、これが長子によって伝えられた。そしてこの慣行は、その後もなお生き残ることになる。というのは、十八世紀になつても、この二つの自由都市は、続くのであるが、同時に相続慣行も、そのままおこなわれたからである。⁽²⁾

(1) Blackstone, W., *Commentaries on the Law of England*, vol. 4, 1765-69.

(2) なお十九世紀の後半には、「観察された慣習」とあるところに、近隣の地域でも、これが見られる、と報告されている (Elton, C., *Origins of English History*, 1887, p. 184.)。

ところでブラックストーンは、この自由都市を軍事的な領地、つまり騎士団奉仕 (Knight-Service) の領地との対比で、考えようとする。言いかえると、「サクソンの自由」(Saxon-liberty) の残存だ、とするのである。それは別にして、ではこの“Borough English”で、末子相続がおこなわれた理由は、なんであつたか。ここで牧人説の登場となるのであるが、ただかれは、そのまえに、二つの通説を否定する。そのひとつは、末子は兄たちのように、まだ

自活できる年令に達していない。だから分けてやらなければならない、とするのである。ところがもうひとつは、まことに突飛であって、いわゆる「初夜権」(“*ius primae noctis*”)と結びついてくる。当時の領主には、領民の娘が結婚すると、その初夜だけをともにする権利があった。ここで同じ母から生まれても、兄たち、とりわけ長男については、父性に疑問が生じる。末子を相続人にするゆえんだ、というのである。⁽¹⁾けれどもブラックストーンは、このいずれをも否定する。そして持ちだしたのが、さきの牧人説ということになる。つまりこの慣行は、トルコ系の諸民族によってもたらされた。これらの民族は、みな牧羊者・牧牛者から成っている。そこで年長の子どもたちは、放牧ができるようになると、父から家畜を分けてもらう。そして新しい住居を求めて、出ていく。こうして末子が、最後まで親と同居して、その家を継ぐ、ということになる。シーザーやタキトゥスも述べているように、イギリス人やゲルマン人の祖先たちには、こうした牧人時代というものがあつた。とすれば、“*Borough English*”の末子相続も、この時代の名残りではないか。これがブラックストーンの推定であつた。⁽²⁾

(1) なおブレーザーも当然末子相続とこの初夜権との結びつきを否定するわけであるが、これは本稿のスジからは、やや外れてくる。そこでごくおおまかにその論旨を述べると、次のようである。

この初夜権説も、実は“*Borough English*”の説明として、十七世紀の後半に提出された。その主張者は、*Asmolean Museum*の館長で、オックスフォードの化学教授でもあつたプロット(Robert Plot)である。かれによると“*Borough English*”には、その昔、いまわしい慣習があつた。それがこの“*ius primae noctis*”である。ではその裏づけとなつたのは、なんであつたか。これが“*merchet*”あるいは“*marchet*” (“*Marcheta mulierum*”)とされる一種の租税である。いや上納金(ファイン)に見立てたほうがよい。つまり領民は、娘の結婚のとき、このファインを納めなければならない。そこでプロットは、このファインと初夜権とを結びつけようとする。つまり領主は、かつては領民の娘に対して、初夜権を

持っていた。そしてそれが後には、“merchet”に変わったのである。

ではフレーザーは、どうしてこのプロット説を否定するようになったか。当時の碩学がみなこの初夜権のあったこと自体を否認しているのが、その理由のようである。が、直接的には、かれの紹介に対して、法制史家・メートランド (Sir W. Maitland) が与えた返事がそれであつたらしい。この返事によると、自分はイギリスにこの慣習があつたことは、少しも知らない。ただエドワード一世当時の“merchet”については、数千通も目を通してゐるが、ちよつと気のついたことがある。まずこれを納めているのが、ほとんど自由農民 (freeholder) ではない。が、もつと注目されることがある。この“merchet”は、荘園内の通婚のときよりも、荘園外のときのほうが、その金額がのしてくる。たとえばラムゼイ僧院の荘園では、荘園内 (intra villam) の通婚には五シリングしか払わないのに、荘園外 (extra villam) のそれには、法外なファアンを納めている。しかも“merchet”は、娘を嫁に出す場合だけではない。息子⁽¹⁾が荘園外にムコとして出る場合にも、取られてゐる。またこの“merchet”は、息子に僧職の教育を受けさせるときにも取られる。つまりこの教育を受ければ、やがて農奴の身分から抜け出てしまふ。というわけで、こうした場合には、領主は農民に対して、家畜の先占売権のあることを命じてゐる。そこで以上のような事実からすれば、“merchet”という制度の底には、どうやら荘園の労働力確保ということがあるらしい。初夜権とは関係ない、というのがメートランドの考えである (Frazer, *ibid.*, pp. 487~8.)。

なおフレーザーは、カトリックとのつながりで、例の『トビアスと妻サラ』のはなしも引いてく⁽²⁾。というのは“Book of Tobit”は聖書の副読本のように扱われてきたからである。サラは七人の夫を迎えるけれども、いづれも初夜に死んでしまふ。悪魔が妬んだためである。こうして大天使の導きで、八人目の夫が選ばれる。これがトビアスである。かれは、サラの従兄に当たる。大天使は、トビアスに悪魔除けの方法を伝授する。それは、三日間同衾しないことであつた。トビアスは、この三日間、この大天使の教えを守つて、もっぱら神に祈つた。そこでこれが教会の勤めるところとなつて、フランスをはじめ、多くの国々で、新婚夫婦のあいだの戒律となつた。ところが教会では、この戒律は和らげたほうがよいと考えるようになる。つまり花ムコのほうから、適当な額を納めさせる。代りに初夜から花嫁を抱く権利が認められるというわけである。しかしフレーザーは、このトビアスのはなし自体が、異教徒からの借物だとするのである。

初夜権については、以上のようなのであるが、さてこの初夜権と末子相続との結びつきとなると、これは論理的にもおかしい。というのは、たとえこのしきたりのため、父性の確定ができず、長男が相続人から外されたとする。しかしだからといって、

末子がもつとも父性を受継いでいる、ということにはならない。初夜権は、むしろ第二子（次兄）相続と結びついてくる公算が高い。ところがこの慣行は、ほとんど見られない。むしろフレーザーも、この点には気づいていた。そこで次子相続のただひとつの例として、雲南省のロロ（Lolo）族の例を挙げてくる。引いているのはロシェ（E. Rocher, *La province chinoise, Yun-nan, 1890*）の報告である。これによると、ロロ族では、長男はたとえ弟妹と同じように養育されても、他人のように扱われる。そしてあととりは、男女にかかわらず、次子ということになる。だいたいこの種族では、花嫁は新夫の家に一晚泊るだけで、あくる朝は、実家に帰ってしまう。それからまったくの自由で、近くの村を駆けまわったり、村の祭や青年たちの遊びにも参加する。こうして半年たつて、妻に瑞徴が見えないと、夫は別の妻をもらうことになる。反対に受胎がはつきりすると、はじめて妻を家に容れて、新婚生活が始まる。だから初生児の父性には疑問を持つ、というのがロシェの言い分である。しかしフレーザーは、ロロ族が末子相続であることを確認して、ロシェの報告を信用しない。事実、里帰りするのは、別にロロだけのことではない。にしても、これらに次子相続の慣行はない、とするのである（Frazer, *ibid.*, pp. 531~34）。

(2) Blackstone, *ibid.* II, pp. 81~84 (cf. Frazer, pp. 440~441).

3 フレーザー説

このようにブラックストーンも、フレーザーと同じく、民俗残存説に立っている。いやフレーザーの先蹤者であった。しかしそうしたブラックストーンの権威よりも、フレーザーが牧人説に自信をもつようになったのは、アジアにおけるこの慣行の分布であった。というのは、中央アジアや北東アジアでは、いまなお遊牧や牧畜がおこなわれている。だからこれはよいとしても、問題は、南アジアである。フレーザーが、もっとも多くこの慣行を指摘した地域である。とりわけアッサム・雲南・上ビルマの諸地方が注目される。なるほどこの地方では、ことはチベット・ビル

マ系だけでなく、モン・クメール系やその他の言語も、話される。また生活も、農耕に求めている。けれども人種的にみると、アッサムのカシ族 (Khasi) は、問題だとしても、他はすべてモンゴリア系の諸民族に属する。そしてこれらの原住地は、揚子江上流と黄河上流とに挟まれた、北西中国の地帯と推定される。つまりそこから河谷にしたがって、南下した。最先端は、チンドウィン河（イラワジイ河の上流）やサルウィン河を越えて、ビルマに入った。また南西に向かつては、ブラマプトラ河に沿って、アッサムに定着した。こうした民族移動の最後の波が、カチン族 (Kachin) であった。しかしこれは、イギリスの上ビルマ占領で、その動きがとめられた⁽¹⁾。となると、それからあとは、言うまでもない。中央アジアの例から推して、かれらの原住地での生業は、遊牧・放牧であった。これにはまちがいない。そしてそこでは、末子相統がおこなわれていた。したがってこれが、新しい移住地へと持ちこされた。そういうことになるわけである。

(1) Frazer, *ibid.*, pp. 465~6.

そこでフレーザー説を、われわれなりに整理すると、次のようになろう。だいたい遊牧が可能なためには、広い牧野か草原がなくてはならない。そしてかれらは、草を求めて、転々と移動する。なるほど単位家族のうえには、強い氏族組織のあることも考えられる。あるいは部落ごとに、草原の割当があるかもしれない。けれども移動をとまうかぎり、大家族・複合家族の形成は、これが弱められる。かえって家族は分封したほうが有利だ、という事情も考えられてくる。それに蒙古族の包^{パオ}のように、移動式の住居では、たとえ大世帯を収容したくても、これができない。

こうして親は、さきのブラックストーン説のように、子どもが成人すると、財産を分けて、これを分戸させる。結果として、親と末子との終世の同居が実現する。したがってこの末子が親の家と遺産とを継ぐこととなる。となると、これは、次のようにながめることができる。この場合、末子相続は、いわばターミナルのようなもので、これに到るには、長子以下の順次分封といった、各駅を通過しなくてはならない。ところでこうした各駅通過、つまり順次分封のためには、かれらの生活基盤を用意する必要がある。具体的には、家畜とこれを肥育する草資源とである。それで家畜は分産しやすい動産だという点もあるけれども、むしろ決定的なのは、ひろく展開する草資源であろう。こうしてアウト・プットがうながされて、末子相続というターミナルに到く、ということになる。そこでこう見てくると、外部資源が用意されていて、長男以下の分封が順調に進むとすれば、これは遊牧・放牧といった生業形態にはかぎらない。同じ条件さえ整っていれば、他の業態でも、これが可能となってくる。そのように考えられる。さきにも述べたように、アッサム・上ビルマ・雲南にわたる地域の諸民族は、農耕にしたがっている。山岳地帯なので、遊牧の望みは、まずない。けれどもその農法は、伝統的に火田（焼畑）を中心としている。いわゆる「刀耕火種」である。ところでこの農法では、周知のように、住居はもちろん、部落も一定の土地に定着しない。土地がやせてくれば、新しい土地へと移っていく。移動性をもつ点では、遊牧と同じである。また草資源に代わって、ここでは火耕できる土地資源がひろく展開している。条件としては同じ、と言ってよいであろう。なおこうなると、フレイザーやこれにさきだつブラックストーンのように、民俗残存説にかならずしも立たなくてよい。これらの諸民族がはたして居住地の慣行を持ちこんできたかどうか。これは別としても、現在の刀耕火種は、長男以下の分封をうながす条件をそなえてい

る。そう言つてよいであらう。

一、二の例を挙げることにしたい。たとえば前述のルシャイ族は、アッサム高原にひろく分布している。米を主食としているけれども、その焼畑農法からして、きまった土地に定住しない。ジャングルを倒して、枯れたところを見はからつて、これに火をつける。灰が肥料となる。こうしてできた耕地には、あらかじめちよつと鋤を入れておく。けれども本格的な作業は、雨季を待つておこなわれる。雨が降りはじめると、耕して、浅い穴を掘る。そしてこれに数粒ずつ、種を置いていく。種の多くは、米である。が、そのほか、トウモロコシ・アワ・タバコ・棉などもある。非生産的な農法なので、連作が利かない。竹藪を開いたときは、三、四年休めば、次の焼畑ができる。が、林になると、七年から一〇年は、休閑地としなくてはならない。それでも住民は、林のほうで収穫があると歓迎する。とにかくこうして、母村から行ける範囲で、焼畑の適地を見付けようとする。見付かると、ここへの移動を開始する。まず代表者が、先発隊となつて、出かけていく。方々に寝てみて、連れてきたニワトリの鳴声がよいと、そこに新しい村をつくる。村は、四、五年でたんで、また新しい村へと移動していく。一般にルシャイ族の村は、山の背や丘陵の急傾面に展開する。以前は、数百戸の村もあった。が、イギリス政府の指導もあつて、小部落に分解したものが多⁽¹⁾い。なおルシャイの村では、青年宿があつて、未婚の男女は、ここで夜をすごす。これがしきたりである。

(1) Frazer, *ibid.*, pp. 442~4.

ではこの種族の相続慣行は、どうであらうか。まず村長の場合である。ここではむすこが適齢期になると、新しい

村へと分家させる。つまり父親の費用で、これに嫁をもたせる。そして村のなかから数家族をつれて、新しい村へと移っていく。こうしてむすこは、その村長となる。むすこは、父に対して、納貢の義務はない。が、近村との闘争のときは、父を助けることが期待されている。けれども子どもがたくさんいると、こうした期待も要らなくなってくる。それでこうしたプロセスを踏むので、末子だけが家にとどまって、次の村長となる。財産も、すべてこの末子が相続する。ところで一般の住民でも、事情は似ている。すなわち財産は、男子のあいだで分割される。けれども末子の取前が、いちばん大きい。兄たちは、均分である。ではどうして、こうした結果になるのか。フレーザーの解釈であるが、前述のように、村長のむすこは、数家族を連れて、新しい村へと移っていく。そしてこのとき連れていくのは、やはり働きがりの年長者、ということになる。したがって末子が家に残って、その財産を継ぐ。こういうことになる⁽¹⁾と、言うのである。

(1) Frazer, *ibid.*, pp. 445~5.

ところで同じような事情は、雲南のシャン族 (Shan) でも見られる。ここでも末子が親の財産を継いで、兄たちは、新しい土地へと他出する。またカチン族については、両説があるけれども、フレーザーは、やはりこれを末子相続だと判断する。カチンは、シャンと異なって、上ビルマの北部に住む、剽悍な種族として知られている。かつてはイラワジの上流地方にも住んでいた。そして一部は、東に向かって、雲南省に入り、また一部は、アッサムに住むようになった。農耕にすぐれていて、耕地は、谷底までひろがっている。しかし民家は、はるか上のほうにある。と

ところでその相続慣行であるが、ある報告者によると、ここでは長子相続と末子相続とが結びついた。というのは、世襲財産は、長子と末子とで分けられる。そして間の男子、つまり仲兄たちは、自活のために家を出ていく。長男は、家と土地とを継いで、末子は、動産の全部を貰って、分家する。しかしフレーザーによると、この報告は、どうもあやしい。というわけで、スコット (Sir G. Scott) のそれを採用するのであるが、スコットの報告によると、この種族は、最近、分裂がはげしい。これは、移住の結果である。そして相続制では、末子が跡を継いで、兄たちは、新しい土地を求めて、出ていく。ルシャイやシャンと同じである。⁽¹⁾

(1) Frazer, *ibid.* pp. 449-451.

4 ヴィノグラドフ説

要するにフレーザーの説は、その起源論では牧人説であり、また民族学説としては民俗残存説に立っている。しかし農耕民族にかぎってみると、これはどうやら「開拓説」ということになってくる。すなわち繰りかえし述べたように、未墾の土地があつて、これに長男以下が順次、送りこまれる。そしてこれが順調に運んだ場合に、末子相続が実現する。なるほどさきのルシャイ族では、長男以下が未墾地に向かうだけでなく、母村そのものも移動した。けれども末子相続実現のためには、母村の移動は、かならずしも必要条件ではない。順調な分封が続けば、それで十分だからである。事実、アッサム地方の火田民でも、すでに移動をやめて、定住農民となった例が、いろいろ報告されて

いる。たとえばメイティ族 (Meithei) は、モンゴル系であるが、その文化は、周辺の諸族よりは、ずっと進んでいる。かれらは、きまった村に住んで、米作農民となっている。定期的な移住の時期は、もう過ぎたとみられる。また前述のカチンでは、移動して焼畑をやる種族と、定住して普通の農耕をやる種族とに区別される。そしてフレーザーによると、火田民の土地は、多く村の総有に属する。ところが定住農民では、私有の認められているところが多い。

さてこの「開拓型」の末子相続についてよく考えてみると、末子の地位は、そう特権的に保証されているのではない。それは、兄たちが順次分封した結果にすぎないともいえる。つまりターミナルである。というわけで、この核分裂が、なにかの事情で妨げられると、ここにちがった結果が出てくることになる。たとえばアッサムのアンガミ族 (Angami) では、ほとんどの子どもたちは、結婚とともに、父の家を出ていく。だから末子が跡を継ぐことになる。ただ父が死んだとき、まだ末子だけでなくて、未婚の兄が残っている。そうした場合には、末子にはなんの特権もない。⁽¹⁾ それからさきのメイティ族である。ここでは、土地が政府の手で管理されている。だから相続の対象は、主に動産ということになる。そしてこれらは、父の生前、全部のむすこたちに分けられる。しかし父が死んだとき、末子はまだ家にいる場合は、遺産はこの末子のもとなる。が、この末子も、親許を離れていれば、すべて均分である。⁽²⁾ そこでフレーザーの言い分は、こういうことになる。メイティにしても、アンガミにしても、末子のあととりというのは、むしろ偶然によっている。つまり父が死亡したとき、兄たちは、すでに結婚して、別の世帯をもっていた。ところがそのとき、末子だけが家に残っていた。そうした意味での偶然である。たしかにアンガミの場合には、末子にも

分家の氣配が感じられる。したがってここでの末子相続は、まさに偶然といえる。むしろこうした偶然型ばかりとは思えない。が、全体として制度としての末子相続が、そう確立しているとは考えられない。中央インドのビル族 (Bhil) も、あるいはこの部類に属する。背の低い、色の黒い種族で、ドラビダ族またはムンダ族から分かれたものと推定される。さてその相続であるが、ここでは財産の半分が、末子に渡される。しかしこの末子は、父の死後二〇日たっておこなわれる葬儀には、その費用の全部を負担する。またかれは、姉妹たちの面倒をみなくてはならない。なお残りの半分は、兄たちのあいだで分けられる。ところが例外的に、父が死んだとき、兄弟がみな家にいる、といった場合には、まったくの均分である。⁽³⁾ それでこのビル族の末子相続は、偶然とばかり言うことはできない。にしても、状況によって、末子の取分もちがうとすれば、やはりケース・バイ・ケースの性格をとどめていることになるであらう。

- (1) Frazer, *ibid.*, pp. 445~6.
- (2) Frazer, *ibid.*, pp. 448~9.
- (3) Frazer, *ibid.*, pp. 470~1.

ただこうした定住制への移行あるいは家庭内の事情など、フレーザーにとっては、周辺のなことにすぎない。ところが歴史法学者・ヴィノグラドフ (Sir P. Vinogradoff, 1854-1925) では、かえてこれが核心的な問題となってくる。というのは、前述のように、フレーザーは "Borough English" の末子制の起源を遊牧民の慣行に求めた。しかしこれは、あくまで推定であって、"Borough English" の市民が *pastoral* の遺民から成ったという事実は、ど

こにもない。“Borough English” だけではない。法の側面からすると、フランスの “droit de mainmorte”、ドイツの “Jüngstenrecht” など、みな定住民族によってつくられた。となると、たとえ兄から家を出て、末子相続が実現したとしても、これはけっして余った土地があつて、これへの自由な動きとみることはできない。達観的にながめると、ヨーロッパで末子相続のさかんなのは、むしろ半農奴的な人たちである。少なくともそうした歴史体験を持つ地域住民であつた。ではこれは、どのように説明されるか。ヴィノグラドフによると、封建領主や地主によって搾取されている小農民、そうした家庭には、かえつて末子相続をすすめる因子があつた。まず所有規模である。土地がひじょうに細分化されると、世帯人員をふやそうと思つても、せいぜいツァドルガ (zadruga) 程度で、これに、ブレーキが掛けられる。それで各持地は、極端に言うと、「一人扶持」となってくる。というわけで、各零細農家では、幼少の者を家にとどめて、元気な兄たちは、自活の道を求めて、出ていく。そのめあてが、開拓地であろうと、荒地であろうと、または賃労働者であろうと、これはかまわない。⁽¹⁾

(1) Vinogradoff, P., *Outlines of Historical Jurisprudence*, vol. 1920, pp. 285~6.

そこでこのヴィノグラドフの説を、フレーザーのそれと対比させると、まずフレーザーでは、同じ家族の分封にしても、これに積極的な姿勢がみられる。“frontier spirit” とまでは言えなくても、“expansion” には、まちがいない。ところがヴィノグラドフでは、むしろ分封せざるをえない、そうした受身の姿勢となってくる。評論風に言うところ、ブレーザーではバラ色が、ヴィノグラドフでは灰色が連想されてくる。とともにフレーザーは、やはり民族学者

であり、ヴィノグラドフは史家であった。そういった専攻のちがいが、考えられてくる。フレーザーの説は、未開民族を含めて、体制前の社会にも、これが妥当する。けれどもそのかぎりでは、歴史的な感覚は、そう鋭くない。これに対してヴィノグラドフは、あきらかにヨーロッパ封建農民史を視野に置いている。しかしそのかぎりでは、通文化的な発言としては、その射程距離が問題となるわけである。それは別として、ヴィノグラドフ説の特徴は、フレーザー説と対比して、次の二点に認められるであろう。まずフレーザーは、兄たちの他出を可能にする条件として、未墾地の存在を指摘した。いうなれば、外的要因の強調である。これに対してヴィノグラドフでは、封建体制のしめあげもさることながら、その結果としての貧困を指摘している。まず内的要因への強調である。またフレーザーの説は、これを文脈どおりにとると、遊牧や農業といった第一次産業部門で、その効力が発揮される。しかもその農業は、未墾地・荒蕪地を前提とした、原始・粗放農業のイメージが強い。ところがヴィノグラドフでは、他出先は、かならずしもこれらに限定されない。貧困という追いつめられた状態は、アウト・プットのあらゆる機会をねらうことになる。ひろく労働市場への指向である。とすれば、これは近代社会にも妥当の可能性をもってくる。それでもしフレーザー説が「開拓型」ならば、ヴィノグラドフ説は「出稼ぎ型」として類型化される。そのように考えられるわけである。

5 両説の日本的適用

そこでついなので、このフレーザーとヴィノグラドフの説を、日本に適用した事例について、述べておきたい。これが冒頭で挙げた中川善之助の諏訪地方の調査である。ところでかれによると、諏訪地方には、この両説がそれぞ

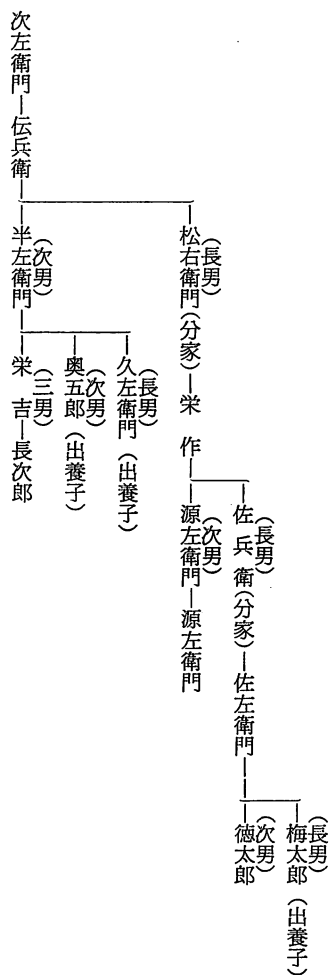
れ適用される、二つの地域が認められる。言いかえると、この二つによって、諏訪地方の末子制ができています。ではどうしてかれがこの諏訪末子制に注目するようになったのか。それは別として、かれの論文では、まず『諏訪大明神御本地縁起』を挙げてくる。いわゆる「甲賀三郎伝説」の一種であって、シンデレラ姫よろしく、末弟の三郎が兄の太郎・二郎のために、いろいろ苦勞する。が、結局、諸仏神のご加護で、めでたしめでなしのエピソードとなる。ところで中川が取りあげたのは、この「縁起」のなかで、父が臨終に当たって、三人に残した遺言状のくだりである。その内容は、次の五点に要約することができる。

- (1) 屋敷の分与は太郎は東殿、二郎は西殿を貰うが、末子の三郎は、親の屋敷を継いで、中殿となる。
- (2) 太郎・二郎は、それぞれ三ヵ国が譲られるが、三郎は、七ヵ国を受領する。
- (3) 母の扶養は、当然のように、三郎にかかってくる。
- (4) 三郎は「宮仕へ懇ろに」、つまり官職を継いでいる。
- (5) 三郎には、「惣領なれば」という表現がとられている。⁽¹⁾

(1) 中川、前掲論文、六四—六六頁。

どう見ても、末子相続の例である。むろんこれは、伝承にすぎない。しかし末子制は、実際の宗門帳にも、これが現われる。中川がもっとも完全な末子相続とする一例だけを示すと、別図(例1)のようになる。すなわち長男は、あるいは出養子、あるいは分家となって、跡は末子が継いでいる。なお諏訪郡永明村の小川氏は、一門六二戸の系譜を

例1 諏訪末子制家系（中川）



つくつたが、それによると、寛文から明治初年に至る二百年間は、長子相統三割、末子相統七割の比率であった。以上は、諏訪地方にもともと末子相統が多かったことを伝えているが、さて問題の諏訪の二地域である。だいたい諏訪では、諏訪湖に流れる宮川流域が、郡内ただひとつの平野である。俗に「中筋」と呼ばれる。ここには、末子相統の系図は珍らしい。多いのは、「山浦」と言われる地域と、「下筋」と呼ばれる地域とである。「山浦」とは、八ヶ岳から北に延びて、蓼科山麓の一帯、「下筋」とは諏訪湖の北岸、天竜川の水口に当たる地域を指す。そしてこの二つに、末子相統的な系譜が多く見られる。⁽¹⁾

(1) 中川、前掲論文、六九—七一頁。

そこで中川によると、さきの山浦地域がフレーザー型に、下筋地域がヴィノグラドフ型に比定される。もともと諏

訪は、全体として、農業には向いていない。豊かなのは、中筋ぐらいのものである。殊に山浦は、文字どおり山岳地帯であって、その山稜のかげに、わずかな平地を求めて、農業がいとなまれる。比較的新しい時代まで、焼畑もおこなわれたらしい。というわけで、子どもが大きくなると、新しい土地を拓いて、これらを分家させなくてはならない。土地はやせているし、気候も寒い。加えて農耕技術の幼稚さも、この末子相続をうながしてくる。フレーザーが述べているのと似ている。中川の言う「山浦型」である。ところで下筋の状態も、山浦とあまり変わりがない。諏訪湖の北岸に当たる狭い地域であって、その北部は、山浦と同じように、山岳地帯となっている。ただこの山地と湖畔とはさまれた土地は、古くから交通が開けていた。もともと開拓の余地がない土地柄であるが、代わりに、交通の要地に当たっている。となると、この交通路によって、長男以下の分封が進められる。つまり出稼ぎの形であって、ヴィノグラドフの説が連想される。中川によると、「下筋型」である。⁽¹⁾

(1) 中川、前掲論文、九〇―九二頁。

ところでもしききの山浦が、中川が言うように、フレーザー型だとすれば、ここでは未墾地・荒蕪地の存在が前提とされなくてはならない。あるいは積極的な新田開発かである。前者について、中川は、八ヶ岳の開墾を考えているようであるが、ただ資料の裏付を欠いている。それでこの点を含めて、やや歴史的な展望を試みたのが、及川宏である。とともに、これは、中川説の若干の修正を示唆している。及川が直接、対象としたのは、諏訪郡永明村のうち、旧塚原村であった。いわゆる中筋に当たり、中川では、末子相続の系図が珍しい、とした地域である。にもか

わらず、宗門帳のうえでは、なお末子相統が検出される。たとえば矢崎姓二百余年の相統事例を、世代別・続柄（相

表1 矢崎姓相統分類（及川）

	1 ひとり子	2 末子相統	3 仲兄相統	4 長子相統	5 その他	計
II	—	5	—	—	—	5
III	6	5	—	—	2	13
IV	14	4	—	1	—	19
V	20	2	1	2	1	26
VI	33	—	—	—	2	35
計	73	16	1	3	5	98
%	74.5	16.3	1.0	3.1	5.1	100

表2 矢崎姓分家分類（及川）

	1 兄	2 弟	3 ムコ	4 養子	計
II	9	—	—	—	9
III	8	—	—	1	9
IV	5	1	—	—	6
V	5	4	1	1	11
VI	—	—	—	—	—
計	27	5	1	2	35
%	77.1	14.3	2.9	5.7	100

るが、とにかくこのひとり子・養子の部類では、あととりには選択の余地がない。当人が跡を継ぐのに決まっているからである。それでこれらを除けば、末子相統の比率が高い（六四％）。長子相統は、ごく僅少（一二％）である。なおこの傾向は、分家者の分類でも示される（表2）。本表で「兄」・「弟」というのは、本家相統者との間柄を指している。さてこれによると、兄が七七％を占める。この兄が長男かどうかは分からない。にしても、弟が跡を取ったのにまちがいない。ただしこの弟が末子だったかどうかは、本表にはあらわれない。⁽¹⁾

（1）及川 宏「信州諏訪家原村に於ける分家について——所謂末子相統の一例として——」（もと『民族学研究』第四卷第三号所収、のち及川 宏『同族組織と村落生活』一九六七年、一一六—七頁）。

ところでこの二表には出ないけれども、資料となった宗門帳を検討してみる。すると、農家の家族構成の点で、前

続人）に分類すると、表1のようになる。下限は、およそ幕末のころである。まず全体では、ひとり子・養子の部類が圧倒的（七四％）な点が注目される。及川は、これから間引の慣習を推測するのであ

代のものと後代のものとは、ひじょうながいが認められる。というのは、寛文・延宝のころには、父は老齢になっても、隠居しない。また子どもたちは、結婚して孫が生まれても、父の人別に含まれている。そしてこの形は、元禄のはじめまで、そう珍しくない。ところが後代になると、父は六〇まえに隠居してしまう。そして長男以下は、しばらく親と同居する。しかし順次、家を離れて分家する。だから簡単に言うと、古くは大家族形態がとられ、あとになると、夫婦と子どもとから成る、小家族の形となってくる。それで宗門帳の記載が、単に便宜的なものなら、別である。しかし実際の家族生活を多少でも反映しているなら、次のことが推測される。まず前代の大家族形態にしても、これはけっして古い起源のものではない。当時は、新田開発のため、労働力の集中が必要であった。けれども開発は、やがて頭打ちとなってくる。そしてその段階となって、急に家族の分封が進められた。そのように考えられる、と及川は言うのである。⁽¹⁾となると、これはどういうことになるであろうか。フレーザーでは、未利用資源の開発・開拓が、末子相続をうながした。中川もまた、山浦型でこの点を示唆している。ところが及川では、新田開発がかえって大家族形態をもたらしただけである。この調整は、おそらく畑作と稲作、粗放農業と集約農業、といった経営上の差異に求められることになる。が、それにしても、及川の言うように、開拓が頭打ちとなった段階での家族分封は、どう説明されるであろうか。経営拡大の道が閉ざされれば、大家族の必要はなくなってくる。それは分かるとしても、しかしそれと末子相続とのあいだには、なお媒介変数が要するように思われる。つまり家族の分封は、末子相続にこだわらなくてもよい。長子をとどめて、次男以下の分家も、可能だからである。

(1) 及川、前掲著書、一二四頁。

だいたい諏訪地方の新田開発は、慶長年間、諏訪氏が故封に戻ってから、急速に進められた。そしてその主な対象は、八ヶ岳山麓の開墾と諏訪湖の干拓とであった。しかしこれも、寛文ごろには、いちおうの限界に達する。とともに諏訪郡下は、もともと新田開発の余地は、そう大きくなかった。たとえば『信濃国高附帳』を見ても、筑摩・安曇の二郡は、元禄から天保にかけて、五割程度の高が増加した。ところが諏訪郡は、高井・更級・水内などの諸郡と同様、二割五分程度の伸びにすぎない。大家族経営がたちまち行きつまった事情も、推察できる。そのうえ地味がやせている。湖岸の肥沃地でも、現在（昭和十年代）、モミで一〇俵程度、山間部では、五俵がせいぜい。加えて冬のあいだが長い。百姓だけでは、食っていけない。こうして山稼ぎのほかに、養蚕や漁業が取りあげられた。漁業は、言うまでもなく、諏訪湖の淡水魚で、これには藩士のテコ入れもあった。また行商・出稼ぎなども、ふえていった。すなわち塚原村では、少なくとも幕末には、菓子・鋸・コンニャク・薬などの製造が見える。さらにベツ甲細工・左官・大工などの職人も現われた。なお出稼ぎの多くは、宗門帳の記載でいう「江戸稼」であった。いわゆる年季奉公であるが、そのほか、冬だけの出稼ぎもおこなわれた。行商としては、鋸が大きかったが、また南山浦では、下駄の齒入屋も他出した。⁽¹⁾ それでもし及川の言うようだとすれば、この地方は、貧困のため、すでに藩政期から兼業化の方向が打ち出された。とともに市場適応として、労働力の流出がなされる。結果として末子が実現した。そういう論旨となるであろう。とすれば、諏訪郡全体はともかく、及川が対象とした地域の末子相統は、フレイザー型ではない。かえってヴィノグラドフ型に傾斜してくるわけである。

(1) 及川、前掲書、一二六―七頁。なお柳田国男編『山村生活の研究』（昭和十二年）によると、長野県（上伊那郡）美和村で

は、「本分家同志が、屋敷から田畑に至るまで、綺麗に分配してゐる」という。あるいは末子慣行的なものが予想される（一九四頁）。

さて及川の論文では、このように末子相続にさきだつ形態として、いわゆる大家族が登場してきた。ところで末子相続と大家族とは、前者の家族形態が核化に傾くのに對して、後者のそれは、直系家族あるいは傍系（複合）家族となってくる。そればかりではない。後に述べることになるが、前者ではその家長権も、さしたることもない。これと較べて、後者では、飛驒・白川のように、強大な家父長権が予想されてくる。とともにこの後者では、長男のあととりが、一般の姿とされた。それでこれらの点を含めて、中川説、したがってフレーザー・ヴィノグラドフを援用するのが、上野裕久である。対象地が九州なので、ついでにかれの所説も紹介しておくことにしたい。ところで上野が問題としたのは、宮崎県（東）臼杵郡の諸塚・南方・東海三村における明治初年の戸籍である。要点だけを述べる、（1）まず諸塚村では、傍系親を含む大家族が展開する。ただこの傍系親たちには、夫婦は見られない。結婚しているのは、長男だけで、次男以下は、独身のままで生涯を終わる。娘でも、出嫁できないものが多い。俗にオンジ（バッジ）・オンバを擁する大家族である。（2）ところが南方・東海の両村では、かなりの非長子相続が見られる。そしてこの（2）は、さらに分家について言うと、（a）長男が村内に分家する型と、（b）他村の長男が分家してくる型とに分かれる。が、この（a）・（b）の分類は、当面、関係がない。そこで上野は、諸塚の大家族と南方・東海の非長子相続とについて、中川説を援用することになる。なお中川説というのは、次のようである。すなわ

ち中川は、この分岐点に作用するのは、一家の経済的基礎と労働人口の吸収源の存在だとする。つまりこういうことになる。

第一条 一家の経済的基礎が、家内人口の増加を受け容れることができない。

第二条 この余剰人口を収容する経済的基礎が、比較的たやすく、他に求められる。

そして第一条が充たされ、第二条が充たされないと、大家族形態が出現する。したがって長子相続がおこなわれる。もっとも実際には、まんざんと大家族になるのではない。そこでは出生制限がなされる。⁽¹⁾そこで前記の三村について、以上ふたつの条件を検討してみる。耕地の絶対面積、これに土地の集中度を加味した場合、これは三村とも貧困と見なくてはならない。とても増加成員を受け容れる余裕はない。したがって不幸にも⁽²⁾、第一条が充たされる。次に第二条である。南方・東海の二村では、当時、まだ開拓可能の原野が残っていた。また一部では、商工業その他、新しい生活基盤の提供もみられた。つまり第二条が充たされたことになる。ところが諸塚は、僻地であるため、これができない。それで大家族の形をとめることになった。なお上野によると、南方・東海にみられた相続形態、つまりフレーザー的な「開拓型」は、明治期でこれに終止符が打たれることとなる。そうした原野がなくなったからである。そしてその後は、ヴィノグラドフ的な「出稼ぎ型」へと移行する。事実、大正期になると、日豊線が開通した。またこれにともなって、旭化成工場が延岡に立地した。人口流出の路線が敷かれ、かつ労働市場が形成されたわけである。⁽²⁾

(1) 中川善之助「大家族と分家」(『家族制度全集』(IV、「家」)。

(2) 上野裕久「宮崎県臼杵郡における相続形態と経済的基礎」(『法社会学』14、一九五七年、一五三一—一七四頁)。

なおフレーザーの名前や「開拓型」の文字は、登揚しないけれども、菊地 博が長崎県諫早市小野の末子慣行についておこなった解釈では、有明海の干拓がそのひとつとして出てくる。また竹田 旦は、五島の隠居分家について、未墾地の開拓を重視している。これについては、後に述べることにしたい。

二 相続慣行の地域的分布

1 過去の実態

前節では、問題提起の意味で、フレーザーの所説を述べるとともに、これに関連してちがった見解に立つヴィノグラドフのそれにも言及した。あわせてこのフレーザーとヴィノグラドフの説を参考にしつつ、信州・諏訪の実態によって、末子相続の研究にクサビを打った中川善之助の所説を紹介した。なおこの中川説とも関係するので、及川 宏の諏訪・塚原村の藩政期の分析、また九州では、上野裕久による宮崎県(東)臼杵郡における明治初年の実態にも言及した。フレーザーの論文では、なるほどアジアが濃厚な末子慣行地帯であることは、ほぼ認められる。けれども日本については、一例も出てこない。フレーザーがこの慣行に注目した当時、日本の学界は、まだこの方面にはまったく未開拓であった。いや外国には、たとえば穂積陳重の“Ancestor-Worship and Japanese Law”, 1912のように、長子家督のステロ版だけが紹介された、ということも考えられる。しかし昭和に入って、ようやくこの方面が注視を

集めるようになる。以後の研究史をここでたどることはできないが、ひとつはすでに述べた中川を中心とした家族法のグループであった。が、もうひとつの発火点としては、柳田民俗学の系譜が挙げられる。これには隠居制の研究も関連するけれども、橋浦泰雄・大間知篤⁽¹⁾・瀬川清子⁽²⁾など、そのパイオニヤーであった。しかし大幅の開拓は、戦後になって進められた。これは、ひとつには関連科学が実証性を高めたことに求められる。「法社会学」の定着も、戦後のことであった。が、もうひとつは、戦後の民法改正で、いわゆる長子家督は、法文のうえからは姿を消した。にもかかわらず、実態はすぐには改まらない。これらが家族慣行、とりわけ相続の実態把握に、人びとの関心を集めることになった。とともにいわゆる末子相続について言えば、これはのちに述べるように、新民法が規定するところ、実は幾つもの類似点が認められる。このへんも、あるいは関係しているかと思われる。

- (1) 久保 清・橋浦泰雄『五島民俗図誌』昭和九年、橋浦泰雄『民間伝承と家族法』昭和十七年、のち『日本の家族』昭和三十年。
- (2) 大間知篤三「『隠居』に就いて」(年報『社会学』第五輯、昭和十三年)。
- (3) 瀬川清子「五島雜記」(『旅と伝説』九卷十一号、昭和十一年)。

ところでわれわれは、かつてあるブロック紙のコラムに、次のような文章を載せた。

末子相続という慣行がある。末っ子がアトトリとなる、というしきたりで、封建時代から続いている。この慣行は、本土でも点在しているが、濃厚な分布は、九州に見られる。

とくに鹿児島を発して、天草に渡る。島原半島を経て、長崎県に至る。なんだか台風の進路みたいだが、これが末子相続の《ベルト地帯》である。

ただ九州でも、末子相続がおこなわれているのは、こうした南九州・西九州だけではない。末子相続と深い関係がある、隠居分家の報告例などからすると、^{くにさき}国東半島（大分県）あたりにも、ひとつの拠点があることも予想される。^①またさきの《ベルト地帯》にしても、これが末子相続で完全に塗られているのではない。にしても、こんにちまでの調査・報告の類からすると、南九州から西九州にかけての地域が、ベルトであるのはまちがいない。そこでこのベルトの実態は、後の諸章でみることにして、しばらくこの慣行の全国的な分布について、ながめることにしたい。これは同時に、さきの《ベルト地帯》の確認にもつながるからである。

（1）和歌森太郎編『くにさき―西日本民俗・文化における地位―』昭和三十五年。

竹田 旦『民俗慣行としての隠居の研究』第三編第四章、昭和三十九年。

にしてもこれに視点を合わせた全国的な調査は、むろんまだおこなわれたことはない。わずかに断片的な資料、あるいは抽出調査の結果などから、その輪廓を押さえるにすぎない。が、現状ではこれで満足しなくてはならない。そこでまず明治民法よりさらにさかのぼる明治初年の状況である。これには、周知のように、やや参考となる資料として『全国民事慣例類集』が残っている。^①もともとこの『類集』は、当時の大木司法卿が民法典編さんの資料を得るため、各地に委員を選んで、その報告をまとめたものである。明治はじめの民事慣行を見るによく、十年版と十三年版とが印刷されている。けれどもこれは、全調査報告の集録ではない。漏れた地点があるのは当然としても、実は一般的な慣行と判断されたものは、記載されていない。たとえば問題の「相続ノ権」のところをみると、まず次のような概論を設ける。「凡ソ相続ノ順序ハ戸主ノ見込次第ニテ、長男ヲ分家シ、幼子ニ相続セシムル

等、其例多シトイヘドモ、長男ヲ以テ相続人ト定ムル事、一般ノ通例ナル」といった具合である。そして「其中稍々異ナル條款左ノ如シ」として、各地の例が出てくる。したがって出てくるのは、この「異ナル條款」に属することになる。というわけで、もともとこの資料は、計数的な処理には耐えない。地点の検出に役立つ程度のものである。ところでこの『類集』で、はっきり「末子」あるいは「末男」を挙げているのは、土佐国土佐郡・肥前国彼杵郡・肥前国高来郡の三地点である。文章も簡単なので、全文を掲げると、次のようである。

(1) 『全国民事慣例類集』(風早八十二解題、昭和十九年)による。

○ 土佐国土佐郡

相続ノ権ハ長男ニアリト雖モ、郷村ノ者ハ中等已上、長男・二男・三男トアレハ、長男・二男トモ多クハ別居セシメ、末子ヲ以テ本家相続セシムル慣習アリ。

○ 肥前国彼杵郡

分家ハ其時々届出ス、宗門人改ノ節届出テ帳面ヲ改ム。持高ヲ分ツトキハ、役場ニ申出ル事ナリ。村方ニテハ長男ヲ第一ニ分家シ、末男ヲ以テ本家相続セシムル事多シ(明治十三年版のみ)。

○ 肥前国高来郡

財産分与ノ額ニ定分ナシ。父兄ノ見込次第ナリ。村方ニテハ長男ヲ分家シ、末男ニ本家相続セシムル事多シ(明治十三年版のみ)。

すなわち四国一地点、九州二地点である。ところが「末子」とか「末男」とかの文字は見えないけれども、どうやらそれらしい例も出てくる。

○ 大和国芳野郡

長男多クハ相続ノ権ヲ有スト雖モ、其家ニ因リ、或ハ二三男ヲ以テ嗣子トシ、長男ニ別家ヲ為サシムル事モアルナリ（明治十年版のみ）。

○ 尾張国愛知郡

相続ノ権ハ長男ニアリ。村方ニテハ耕業ヲ励マス為メ、長男ヨリ順々ニ分家セシムル事多シ。皆戸主ノ見込ニ從テ、適宜ノ所分ヲ為ス事ナリ（十三年版のみ）。

○ 信濃国佐久郡

長男ハ家督相続ノ権ヲ有スト雖モ、父ノ意ニ協ハサルカ、或ハ二三男ヲ分家セシメテハ、若年破産ノ恐アルヲ以テ、長男ヲ分家セシメ、本家ハ父自ラ幼児ヲ教育シテ、相続セシムル事アリ。然ルトキハ其財産ヲ分割スル、衆子ヨリモ多キヲ例トス。

○ 日向国臼杵郡

村方ニテハ長男ヲ分家セシメ、二三男ニ相続セシムル事多シ（十三年版のみ）。

○ 備中国窪屋郡

相続ハ嫡子ニ限ルト雖モ、或ハ嫡子ヲ養子ニ遣シ、二三男ヲ立ツルモアリ。分家ハ届出ノミニテ、実印刻成ノ

上、庄屋ニ印鑑ヲ出ス例ナリ（十年版のみ）。

すなわち近畿・東海・東山・山陽・九州それぞれ一例ということになる。東北や北陸など、東日本は出てこない。ところで以上の八例を検討してみると、九州の三例を別にすれば、他はいずれもタテマエとしての長男相続をうたっている。ただ実際の慣行としては、かならずしもこのタテマエどおりではない。非長子相続も実現する。しかし九州の三例では、この断わり書きが見られない。むしろ肥前国彼杵郡・高来郡のように「末男ヲ以テ本家相続セシムル事多シ」とか、また日向国臼杵郡のように、「二三男ニ相続セシムル事多シ」とか、かえって末子または非長子相続を積極的に出してくる。こうした簡単な報告で、文字にこだわるのは、かならずしも妥当ではない。とともにいわゆる長子家督は、なるほど明治三十年代となって法制化された。明治民法の公布である。というわけで、それ以前には、さきの「相続ノ件」の概論でも「凡ソ相続ノ順序ハ戸主ノ見込次第ニテ」というような集約になったことも考えられる。にしても、明治民法の公布以前は、まったくの手放しかと言うと、そうではない。明治新政府は、早くから長子家督の線を固めていた。そのようなフシが見受けられる。われわれの言いたいのは、こうである。前述の九州以外の五例で、長子相続をマクラに置いたのも、実は政府のこの線に対する遠慮があった。そのための断わり書きとも取れるからである。

よく引かれる条文であるが、明治八年六月十三日亥第八六号は、次のように布達している。

平民タリトモ、長男ハ必其家継襲ノ者ニ付、無故他家養子ニ取組候義、不相成候条、此旨布達候事、

附、本文ノ通ニ付、長男分家不相成候事、

「平民タリトモ」というのは、明治六年、華士族には長子家督を指示しながら、平民には例外を認めた。これへの訂正の意味である。なおこれは、高知県への布告であったが、小田県（現、岡山県内）へのそれは、さらにくわしい。

華士族・平民ノ別ナク、総領ノ男子ハ祖先ノ系統ヲ襲ヒ、其祭祀ヲ主ラシムヘキ、一家ニシテハ重キ地位ニ有之、恣ニ変替スヘカサル成法ニ候処、小民ニ於テハ其儀ヲ不弁、動モスレバ長男ヲ他エ養子ニ遣シ、或ハ分家等致サセ、次三男又ハ女子ヘ夫ヲ迎エ、家督ヲ譲リ候モノ間々有之哉ニ相聞ヘ、甚不都合ノ次第、且立嫡違法ノ律モ有之候条、自今相続ハ必長男ニ限り候儀ト堅相心得⁽¹⁾。

布告の対象が『類集』に出てきた高知県と岡山県とであることは、おそらく偶然であろう。ただそれにもかかわらず、なるほど明治民法は、長子家督の線を強制法規として制度化した。しかしそれ以前でも、この姿勢は権力者の側で、着々と準備されていた。したがってこれへの遠慮ということも、当然、考えられてくる。にしてもあえて推測すれば、九州の三地点では、そうした遠慮もなく、末子あるいは非長子相続がまかり通った。そうみるのは、不当であろうか。

(1) 潮見俊隆ほか『日本の農村』昭和三十二年、一九三―四頁からの引用。

話をもとに戻したい。末子慣行の全国的な分布である。これについて、その資料価値は問題だとしても、次の調査もいちおうの参考とすることができよう。さきに東大・文化人類学研究室は、北海道を除く、全国八万四千の大字から、三、八八六を抽出した。このうち都市化した一、二九三を除いて、残りの二、五七三の大字にアンケート用紙を

配布した。そして一九六二年の末、一、一一三票を回収した。回収率は、四三%である。調査の内容は、多方面にわたっているが、このうち家族関係について摘記すると、次のようである。なおこの調査では、現状を聞いているのではない。明治の中ごろを想起して、その当時の様子をたずねている。⁽¹⁾資料価値に問題がある、と言ったのも、こうした回顧調査だったからである。にもかかわらず、明治中期にこの種の資料がない以上、参考資料とはなるわけである(表3)。

表3 明治中期族制分布(東大)

I. 相続と継承

事 項	選択肢	%
1 継 承 者(4)	長男	89
2 相 続 財 産(2)	単独	90
3 継承の時期(2)	死後	61

II. 隠 居 制

事 項	選択肢	%
1 有 無(2)	あり	88
2 居 住(2)	同棟	48
3 財 産(2)	あり	62
4 伴 出 者(2)	あり	66

カッコ内は選択肢の数

(1) 長島信弘「日本文化の地域的差異」(九学会連合『人類科学』16、八七一—〇三頁)。

すなわちこれによると、全国的には長子単独が圧倒的である。少なくとも明治の中ごろには、そうであった。九割程度がこのタイプに属する。けれどもあとを取る時期となると、これは被相続人の死後とはかぎらない。いわゆる死後相続は、六割程度に下降する。そしてこのことは、当然、IIの隠居制とかが

わってくる。つまり生前相続でなければ、隠居のおこなわれるはずがない。こうして隠居のあったとする大字は、八%に達している。またこれは、のちに述べる隠居分家とも関係している。というのは、同居隠居はかならずしも優勢ではない。いわゆる同棟の隠居は、半数に満たない(四八%)。つまりその残りは、なんらか居を別にする。したがって隠居分家その他、財産を持って隠居するのが六割以上ということになる。さらに隠居に当たっては、妻その

他、伴出者のいるのがやはり六割以上となっている。

表4 明治中期族制相関表（東大）

	1 超本 分家 代的 関係 の 連続	2 列本 分家 間に 序	3 あり 分家 間に 序列	4 (言 マ キ	5 (言 イ ッ ケ	6 (言 イ ッ ト ウ
財 産 単 独 姉 子 家 督 末 ある い は 選 定 相 続	○ + --	○ ○ -	○ ○ +	++ ++ --	○ -- +	- -- +
同 棟 隠 居 別 棟 隠 居	+ ○	○ +	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○

次に家関係の諸項目についての相関である（表4）。すなわち単独相続は、マキと強い相関を示すが、イットウとは逆相関となる。姉家督は、本分家の超世代的連続とは相関するが、イッケやイットウとはまったく関係がない。反対に末子あるいは選定相続は、イッケ・イットウとは相関するが、マキと超世代的連続とは、強い逆相関が現われる。また隠居制では、同棟隠居は超世代的連続と、別棟隠居は本分家間の序列と相関してくる。そこでこれらを含めて、族制の地域的な分布である。東大のこの報告では、日本を東西あるいは東北日本と西南日本とに分けている。このうち西日

表5 明治中期族制の地域的分布（東大）

I. 西日本

事 項	%
1 末子・選定相続	3
2 本分家関係永続しない	29
3 イッケ	36
4 嫁盗み	17
5 父方・母方の座席、区別せず	37

II. 西南日本

事 項	%
1 本分家序列なし	12
2 分家間序列なし	24
3 イットウ	22
4 分割相続	9
5 次三男分家多し	43
6 分家、経済的に独立可能	76

分家間のそれもやかましくない。父方・母方の区別も、あまりしない。また本分家の関係は、たとえばたとして、これが長く続かない。つまり超世代的な連続など、かまわない。そして分家を出すことがわりにたやすいとともに、この分家の経済的な独立性が高い。どう見ても、「家」や同族団の姿ではない。それから末子相続や選定相続は、たとえその比率は低いとしても、西日本あるいは西南日本において特徴的だ、ということになる。なお前表に出てきたマキであるが、なるほど柳田民俗学では、このマキは古語であって、イッケ・イットウは新語のように言われている。⁽¹⁾けれども現在の用法では、マキは主として東日本あるいは東北日本で、またイッケ・イットウは、主として西日本あるいは西南日本でつかわれている。そして財産の単独相続、または姉家督がマキと強い相関をもつならば、これらは東日本あるいは東北日本のこととすることができ。西南日本の分割相続とは、趣を別にするわけである。要するに西日本あるいは西南日本では、「家」を離れた単位家族の比重が高く、これらは同族団的な家関係からは、比較的解放されている。そして相続でも、長子家督のようなパターン化された形に、かならずしも拘泥しない。というわけで末子相続や選定相続のように、このパターンから逸脱したやりかたも取られる。そういうことになるであらう。

(1) 柳田国男『族制語彙』昭和十八年、二―三頁。

2 現在の実態

過去のことは、以上にとどめて、次は多少でも現在の状態を示す資料に移りたい。戦後、竹内利美は、全国一四地

点、二、〇九四の農家の相続実態を調査した。⁽¹⁾これによると、相続人は全男子の四割程度ということになる(表6)。

表6 農家相続・分家慣行(竹内)

		1 相 続	2 分 家	3 養 子	4 同 居	計
長男	男	86.5	9.8	1.5	2.2	100
2男	男	21.5	45.5	22.5	10.5	100
3男	男	10.4	43.0	24.2	22.0	100
4男以下		6.0	39.2	23.6	31.2	100
計		41.4	30.6	15.1	12.9	100

率は、もっと高められる。そう見てよいであろう。また同じく農家を対象としたものであるが、川島武宜らは、昭和三十七年、全国一一地方、六二二の農家について、その相続実態を調べた。⁽²⁾調査時点にさきだつ三カ年間に、死後相続をおこなった農家の実態である(表7)。前表の相続時点は、戦前にさかのぼることが推定されるが、今度はあき

しかし長男だけを別に取ると、これが八六%。つまりあらかじめの農家は、長男によって相続された。これに対して分家は、全体では三割程度を占める。しかし長男で分家したのは、一割にも満たない。だから大部分の分家は、次三男以下の分家ということになる。また養子をむかえた農家は、全農家の一五%であるが、長男で養子に出たのは、一・五%にすぎない。すなわち養子のほとんど全部も、次三男以下であった。なお次男であとを継いだのは、次男全体の二一%、三男あとりは、三男全体の一〇%、四男以下のあとりは、六%ということになる。注記を欠くので、確言ははばかるけれども、こうした続柄は、おそらく戸籍上の続柄によったものと思われる。少なくともそうした事例の含まれることが想定される。とすれば、こうした次三男以下にしても、実質的には長男である場合も、考えられる。つまり兄の死亡による、長男への修正である。したがって同表で次男以下が相続人となっている事例にも、実際は長男相続だったものが含まれる。言いかえると、長子相続の比率は、もっと高められる。そう見てよいであろう。また同じく農家を対象としたものであるが、川島武宜らは、昭和

表7 農家相続実態 (川島)

	実 数	%
長男子	416	64.9
非長男子	61	9.8
養子	62	10.0
代襲妻娘	27	4.3
	37	5.9
	14	2.3
未定	5	0.8
計	622	100

らかに戦後の事実には妻(五%)や娘(二%)も出てきて、このうちには仲継(ナカモチ)的なものを含むことも考えられる。が、ともかく全体の百分比では、長男のあととりが六四%に達する。これに対して非長子のそれは、一〇%に満たない。それでかりに養子以下を除外して、長子と非長子とにかぎると、前者が八七%となって、さきの竹内の数字を上廻わってくる。農家に関しては、戦前も戦後もそう変わってはいない。つまり長子相続への姿勢である。

- (1) 竹内利美「農村家族の動態」(『東北大学教育学部研究年報』第二集)。
 (2) 川島武宜編著『農家相続と農地』一九六五年、第一部総論。

このように相続人の続柄としては、長子相続がまず絶対的だということが確かめられる。ではこれにともなう財産相続は、どうであろうか。前述の明治中期の回顧調査では、大字の数からして長子相続が八九%を占めるとともに、財産については単独相続が九〇%に当たっていた。ところが戦後の新民法では、こうした長子単独相続が否定されて、配偶者の分(三分の一)は別として、諸子均分を命じている。さて昭和二十六年上半期において、農家が相続・分家にさいして農地を贈与した件数をみると、表8のようである。すなわち全体では、単独(A)八割、分割(B)二割となつて、いぜん農地に関しては、単独への姿勢が強い。地方別にみると、分割農家の比率($\frac{A+B}{B}$)は、北海

表8 農地相続の実態 (昭26上半期)

	単 独 (A)	分 割 (B)	$\frac{A+B}{B}$	分家へ の贈与 (C)	$\frac{B+C}{A}$
北海道	154	74	31	106	117
東北	660	76	10	409	74
関東	817	209	20	300	62
北陸	280	28	9	48	27
北海道	179	47	20	73	67
東海	218	111	34	225	154
近畿	477	68	13	208	58
中国	539	145	20	248	72
四国	138	55	29	119	126
九州	616	276	31	888	190
計	4,142	1,089	21	2,624	90

文化人類学研究室の回顧調査では、西南日本に多い事実として、「分割相続」、「次三男分家多し」、「分家、経済的に独立可能」などが挙げられた。東海の数字は、別途説明するとしても、こうした事実は、西南日本のうち、九州では、どうやら戦後も続いているらしい。とともに諏訪の記述でもみたように、いわゆる末子相続と財産の分与とは、その結びつきが強い。

道(三一)・東海(三四)・九州(三二)で三割を越え、四国(二九)がこれらに接している。東北(一〇)と北陸(九)とが最低であって、近畿(一二)もまた高くない。次に分割相続をおこなった農家と、分家への贈与をした農家(C)とを合わせて、単独相続農家に対するその比($\frac{B+C}{A}$)をみると、同表右項のようになる。つまりこの比が高いほど、農家としての分家を出すと同時に、農地の分与をおこなったことになる。ところがここでは九州(一九〇)が、他をかなり引離して高い。東海(一五四)は、さきの数字(分割農家率)では三四の最高であったが、今度は次位に落ちる。北海道(一一七)・四国(一二六)は、さらに低下する。最低は、さきと同様、北陸(二七)となるけれども、東北(七四)は、かなり浮上してきた点が注目されよう。東大・

(1) 中尾英俊・石村善助「家族制度」(前掲、『日本の農村』二八一頁から転載)。

ところでこの資料ほど悉皆的ではないけれど、地点がもっと限定・明示されているのが、さきにも挙げた川島武宜らの実態調査である。全国一一道府県にわたり、死後相続に関しては、六二二農家を対象としたことは、前述のとおりである。そこで特定の相続人が単独で遺産を相続したか、あるいは共同相続のため、これを分割したかをみると、

表9 のようになる。調査当時、

まだ単独か分割かが未定のもの
(一五%)、また分けるにも、

財産のないのが若干(六%)出てくるけれども、単独と分割との割合は、だいたい三対一ということになる。そこでこの「未

表9 農地相続(川島)

	%
単 独	58.3
分 割	20.2
未 定	15.1
財 産 な し	6.3
計	100

定」と「財産なし」を除いて、単独と分割だけについて、道府県別の比率を求めると、表10が得られる。⁽¹⁾ これをみると、かなりの地域差が認められる。末子相続と関連する分割のほうに注目すると、たとえば山形(一〇%)・広島(一二%)あたりだ

表10 道府県別農地相続(川島)

	単 独	分 割	計
北海道	29(59.2)	20(40.8)	49(100)
山形	45(90.0)	5(10.0)	50(100)
千葉	40(80.0)	10(20.0)	50(100)
長野	36(70.6)	15(29.4)	51(100)
富山	30(63.8)	17(36.2)	47(100)
愛知	36(75.0)	12(25.0)	48(100)
大阪	23(82.1)	5(17.9)	28(100)
鳥取	36(81.8)	8(18.2)	44(100)
広島	35(87.5)	5(12.5)	40(100)
福岡	34(75.8)	11(24.2)	45(100)
鹿児島	19(51.4)	18(48.6)	37(100)
計	263(74.3)	126(25.7)	489(100)

と、これが一割程度にすぎない。ところが北海道（四〇％）と鹿児島（四八％）という、北と南の端では、四割を越える。また同じ九州でも、福岡（二四％）は、全国相場（二五％）と同じである。北海道は、特殊な農業地帯なので、これを別にすれば、鹿児島の高率は、たしかに異例をなしている。つまり対象農家の半数は、死後、分割相続をおこなったことになる。⁽²⁾ 事例が少ないので、バイヤスの出ることも考えられるが、ひとつの資料にはなるであろう。

（１）前掲、『農家相続と農地』七七頁より作表。

（２）なおお断わしておくが、死後単独といっても、実はまったくの単独ではない。被相続人は、相続人以外の者に、なんらかの分与をしているのが大部分である。生前・死後両相続を合わせて、まったくの単独というのは、一割をやや出る程度にすぎない。

以上は、死後相続についての分析であった。けれども相続は、死後なされるとはかぎらない。隠居慣行の認められる以上、生前相続の場合もありうる。事実、さきの東大の回顧調査では、同棟・別棟のちがいはあっても、隠居のおこなわれた大字は、八八％に達した。そこで生前相続をした農家のうち、土地と不動産とを分与した農家率（Ａ）、死後相続をなした農家のうち、同じく土地と不動産とを分与した農家率（Ｂ）とを挙げると、表11のようになる。⁽¹⁾ つまり本表では、現金・学資・嫁入費用などだけを分与した農家は除かれ

表11 農地分与の農家率（川島）

	生前分与	死後分割	計
北海道	21.4	35.8	57.2
山形	18.3	8.3	26.6
千葉	—	17.5	17.5
長野	26.7	25.0	51.7
愛知	22.9	19.7	42.6
大阪	28.6	11.9	40.5
富山	23.2	30.4	53.6
鳥取	14.0	16.7	30.7
広島	16.7	8.3	25.0
福岡	23.3	18.3	41.6
鹿児島	63.3	30.0	93.3

る。言いかえると、多少でも農業をすることを期待して、分家・分与をおこなった事例だけである。ところがこの計（二百分比）をみると、鹿児島の特異性は、まず動かない。なるほど死後の分では、本県（三〇％）以上の比率を示すものとして、北海道（三五％）・富山（三〇％）などが現われた。しかし生前分与のほうでは、鹿児島（六三％）は抜群である。こうして本県は、生前・死後を合わせて九三％に達し、次位の北海道（五七％）とのあいだには、大きく水があいてくる。また内地の県では、富山（五三％）・長野（五一％）の比較的高率が示されるが、鹿児島とくらべると、半分近く下降する。

（１）前掲書、二八頁。

ではその相続人の続柄の点は、どうであろうか。繁を避けて、死後相続の場合だけを挙げると、表12のようになる。^①ここでは長（男）子と非長（男）子とに大別しておいたが、事例不足にもかかわらず、鹿児島の特異性は、まず動かない。すなわち全体では、長子相続が八七％を占める。これは、いままで挙げてきた長子率と、ほとんど同じである。したがって非長子のあととりは、一二％にすぎない。ところがこのなかで、鹿児島県だけは四二％を示す。次位の大

表12 相続人の続柄（川島）

	長 男 子	非 長 男 子	計
北海道	39(86.7)	6(13.3)	45(100)
山形	50(96.3)	2(3.7)	52(100)
千葉	44(97.8)	1(2.2)	45(100)
長野	53(94.6)	3(5.4)	56(100)
愛知	41(87.3)	6(12.7)	47(100)
大阪	21(75.0)	7(25.0)	28(100)
富山	40(95.2)	2(4.8)	42(100)
鳥取	30(88.2)	4(11.8)	34(100)
広島	40(97.6)	1(2.4)	41(100)
福岡	28(80.0)	7(20.0)	35(100)
鹿児島	30(57.7)	22(42.3)	52(100)
計	416(87.2)	61(12.8)	477(100)

表13 鹿 児 島 農 家 の 相 続 人 (川 島)

	ひとり むすこ	長男	非 長 子		妻	計
			—	(うち 末子)		
死 後	9	20	26	(16)	5	60
生 前	2	10	18	(10)	—	30
計	11	30	44	(26)	5	90

表14 鹿 児 島 農 家 の 相 続 人 (整 理 表)

	長 子	非 長 子		計
		仲 兄	末 子	
死 後	20(43.5)	10(21.7)	16(34.8)	46(100)
生 前	8(30.8)	8(30.8)	10(38.4)	26(100)
計	28(38.8)	18(25.0)	26(36.2)	72(100)

阪にしても二五%、三位の福岡にしても二〇%にすぎない。しかも大阪・福岡とも、農業県ということとはできない。なお鹿児島県について、その内訳を示すと、表13のようになる。長男といっても、そのうちにはひとりむすこ一一、また死後相続の部類では、妻五が含まれる。前者は、そのままあとになることが予想され、また妻が相続人というのは、仲継の事例を含むことが考えられる。それでかりにこれらを除外すると、表14が得られる。こうなると長子

相続が約四割、非長子相続が六割となって、両者の地位が逆転する。とりわけ生前相続では、長男のあととりは、三割にすぎない。なお非長子の内訳では、仲兄二六%、末子三六%となつて、長子と末子とがバランスがとれ、仲兄はややその比率が落ちる。

(1) 前掲書二九頁より作表。

(2) 中尾英俊「鹿児島県の実態」(前掲書第十一章)。

もとに戻つて、分布の点をさらに追つてみたい。ところで前節では、川島武宜らの調査結果を引用したが、なにぶんこの調査では、全国一一道府県、九州では福岡・鹿児島県の二県だけが対象となっている。というわけで、財産相続について

表15 自作地の無償移動（昭37・九州各県）

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
同一世帯内での生前贈与	63.5	61.8	54.9	42.0	48.9	44.8	25.7	42.7
農業経営継承推定人その他の世帯員	11.4	7.8	7.5	17.6	13.6	10.4	30.8	18.3
新しく分家させるための贈与	5.1	1.7	8.4	16.4	12.8	4.2	2.8	6.5
既に分家している者への贈与	16.9	27.3	19.2	18.5	13.3	30.6	32.6	25.2
他人への贈与	1.5	0.6	2.6	0.6	11.1	1.3	2.8	2.4
その他	1.6	0.8	7.4	4.9	0.3	8.7	5.3	4.9
計	100	100	100	100	100	100	100	100

九州七県の実態の一部をうかがうと、表15のようである。⁽¹⁾ 本表は、昭和三十七年度、自作地の無償移動に関する九州各県の統計である。だいたい農地相続と見立ててよい。ここでも鹿児島県の特異性は、あきらかである。ただし期待された長崎県には、さしたる特性も見られない。そこで鹿児島についてだけ述べると、一言でいえば、農地分割への傾斜である。すなわち同年、無償移転許可件数のうち、農業経営継承推定人、つまり「農家のあととり」への贈与は、九州管内では四二%を占めていた。ところが鹿児島だけを取ると、これが二五%にすぎない。また同一世帯であととり以外の者への贈与は、九州管内では、一八%にとどまった。ところが鹿児島では、これが三〇%となる。つまりあととりの贈与件数よりも、このほうが多い。けれどもなお件数の多いのは、「既に分家している者への贈与」であろう。すなわちこれが三二%に当たり、九州全体では二五%ということになる。またこの点では、宮崎の三〇%も注目される。

(1) 川口 諦「鹿児島農村の家族形態と土地所有」『村落社会研究』第一集、一九六五年、二〇八頁より転載。

すでに知られているように、昭和二十八年、相続税の一部が改められて、合算累積制がなくなった。しかも贈与税には、一〇万円の基礎控除がついている。したがって一〇万円以下で、少しづつ子どもに財産を移せば、相続税も贈与税もかからない。自作地の無償移動は、これによって拍車がかけられた。とともに相続とは無関係に、こうした贈与のおこなわれることも推察される。が、それにしても、鹿児島県での移動の内訳は、九州管内では異例をなしている。要するに単独相続よりも、共同相続への姿勢である。つまり農地の分割・

分散への方向である。しかもこれが新しく分家する者だけに贈与するなら、まだはなしがわかる。農家として立つには、土地資本を欠くことができないからである。ところが鹿児島、次いで宮崎では、すでに分家した人たちにも、これが渡される。その比率が高い。これらの人たちには、すでに他産業の従事者も含まれている。あるいは域外に流出して、帰農の意志がない人たちもいることと思われる。農家なので、ほかにの財産がない、と言えはそれまでであろう。にしても異常である。なおついでなので、この鹿児島の実態を、全国との対比において、ながめておこう(表16^①)。ただ年次(昭和三十五年)がちがうので、本表の数字は、さきのもとは一致しない。けれども傾向としては、同じである。すなわちあととりへの贈与は、全国平均では五四%に達している。ところが鹿児島では、これから二〇%も低い三四%にとどまる。反対に他の世帯

表16 自作地の無償移動(昭35・対照)

		道府県	鹿児島
同一世帯内で の生前贈与	農業経営継承推定人 その他の世帯員	54.9	34.4
新しく分家させるための贈与		36.2	59.1
既に分家している者への贈与			
他人への贈与		8.9	6.5
その他			
計		100	100

員・新分家者・既分家者へのそれは、全国平均で三六%。しかし鹿児島では、五九%の高率を示している。つまり本県の場合、受贈者は、いわゆるあととりには集中しない。ひろく近親者にこれが及ばされていることになる。

(1) 梶井 功「鹿児島農村における相統慣行と農民層分解」(『西日本農業構造研究資料』第3号)。

3 家族構成からの分析

核化率

おわりに、これも間接的な資料となるが、家族構成の面から、相統分布の問題に接近してみたい。というのは、ほかでもない。いわゆる末子相統が文字どおりおこなわれるならば、子どもは成人とともに家を出ていく。つまり分家である。この過程が順調に進めば、最終的には親と末子とが残される。そしてこの末子が結婚して、親の老後を扶養する。そこでもしこの慣行がある地域で一般的だとすると、家族構成の面では、次のような特徴が現われることになる。

- (1) 直系家族の相対的減少、裏からすれば核家族の相対的增加。
- (2) 世帯規模の相対的縮小化。

この二つは、実は同じ事態に対して、別の見かたをしたにすぎない。とともにこれらの特徴は、長子相統の場合と対比すれば、あきらかであろう。すなわち長子相統では、この長男が結婚すると、その時点で直系家族が形成され

表17 家族類型分類(小山)

		北海道	東北	関東	東京	信北	東海	近畿	中国	四国	九州	計
核家族 直系 傍系	核家族	71.9	53.0	61.6	81.3	57.9	61.8	67.0	64.9	61.1	65.5	65.1
	順位	2	10	7	1	9	6	3	5	8	4	—
	直系	19.3	38.9	31.2	12.0	36.6	30.9	26.2	29.8	33.4	26.8	27.9
	順位	9	1	4	10	2	5	8	6	3	7	—
傍系	直系	8.8	8.1	7.2	6.7	6.2	7.3	6.8	5.3	5.4	7.7	6.9
	順位	1	2	5	7	8	4	6	10	9	3	—
計		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

る。孫が生まれれば、三世大家族となる。以後、次男以下の分家、あるいは女子の婚出がおこなわれるであろうが、ある調査時点における横断面では、直系家族の比率が増すことになる。とともに、世帯規模は相対的に大きなものとなってくる。ところが末子相続では、この長男は結婚しても、早晚家を出て、別の核家族をつくる。実家は、やはり親と未婚の子女たちの核状態を続ける。こうして最後には末子夫婦に扶養されて、直系家族の形態を取るようになる。けれども、すでに老後のことで、その期間は長くない。また片親となつてゐる場合もあろうから、そのときは不完全直系家族をつくるにすぎない。要するに末子相続では、長男結婚から末子結婚までの期間、直系家族の成立が延期される。とともにこの期間に、核家族が次々とつくり出される。いきおい特定時点における横断面では、世帯規模も相対的に小さくなるざるをえない。

小山 隆は、昭和三十五年厚生行政基礎調査の資料にもとづいて、家族構成の全国的な分析を実施した。^①このうち家族類型の地区別分布をみると、表17のようである。注目されるのは、やはり九州ということになる。すなわちその核化率は、東京(八一%)・北海道(七一%)・近畿(六七%)に次

いで、全国第四位にランクされる。北海道は、いわば例外的な地区であり、東京・近畿が先進・非農地区であることは、断わるまでもないであろう。最低は東北（五三％）であって、信北（五七％）がこれに続いている。逆に直系家族の比率は、東北（三八％）を筆頭に、九州（二六％）は第七位、以下、近畿（二六％）・北海道（一九％）・東京（一二％）の順となる。当時の九州は、まだ農業人口が四割を占め、工業人口は二割を出た程度であった。全国的に

表18 産業構成比（昭35）

	全 国	九 州
第1次	30.2	41.1
第2次	31.1	21.4
第3次	38.7	37.5
計	100	100

は、農業人口（三〇％）がすでに工業人口（三一％）によって抜かれている（表18）。九州が農業を主幹としていることにまちがいない。そこで日本の農業が直系家族を続ける農家によって維持されてきたとすれば、以上の数字は、たとえ非農家を含むにしても、奇異の感を持たせることになる。とりわけ同じく農業の比率の高い東北と較べた場合、そうであろう。やや横道にそれるけれども、日本の農

業は、直系家族そのものではないにしても、流動化のこんにちなお三代家族を基盤としている。たとえば、四十年センサスの分析によると（表19）、農林世帯の四五％は三世代の形態を取っている。⁽²⁾二世代は四二％なので、つまり孫までいるか、祖父母の双方または一方を含む農家が半分近くを占めることになる。ところがこの三世代家族は、農林・非農林混合世帯すなわち兼業農家のほうが高い。四十年当時、兼業農家率は七九％

表19 職業別世代構成（昭40）

	1世代	2世代	3世代	その他	計
農 林	7.5	42.3	45.1	5.0	100
農・非農混合	1.9	42.0	50.8	5.4	100
非 農 林	13.5	68.7	16.8	1.0	100
非 就 業	34.1	54.8	5.9	5.2	100
計	11.9	61.6	24.3	2.2	100

に達していた。したがってこれが農家の平均型ともいえるわけであるが、とにかくこの部類では、三世代が五〇％に達する。二世代は、専農の場合と同じく、四二％である。そして二世代家族は、実は非農林世帯によって支えられる。すなわちここでは二世代六八％、三世代一六％というわけで、大きく前者に傾斜してくる。

(1) 小山 隆『世帯の分析—昭和35年における世帯構造—』三三頁。

(2) 総理府統計局『わが国の人口—その地域分布と構造—』昭和四十二年、八九頁。

はなしをもとに戻すことにしたい。さきに

述べたように、九州は農業地区でありながら、その核化は、奇異の感を持たせるほどの高率に達していた。しかし九州一円がすべて

表20 家 族 構 成 (昭35)

	全国	市部	郡部	山形	福岡	長崎	鹿児島	東京区部
I. 1 世 代	10.1	12.4	6.8	4.9	9.8	8.6	10.6	18.7
1 夫婦のみ	8.8	11.8	6.3	4.6	8.7	7.6	9.5	14.3
2 夫婦とその弟妹	0.3	1.2	0.2	0.1	0.5	0.4	0.1	0.5
3 その他の1世代	1.0	1.1	0.4	0.2	0.6	0.6	1.0	3.8
II. 2 世 代	60.4	64.0	53.7	50.2	65.0	65.1	66.0	67.0
4 夫婦とその子供	45.7	48.4	40.6	37.3	49.3	48.8	48.7	49.4
5 夫婦と子供、夫婦の弟妹	1.5	1.7	1.1	0.8	1.7	1.9	0.9	2.5
6 男親と子供	1.3	1.4	1.2	0.7	1.5	1.7	1.6	1.7
7 女親と子供	7.7	8.1	6.9	6.6	8.1	8.5	11.1	8.4
8 両親と子供のない夫婦	1.3	1.2	1.6	1.9	1.1	1.2	0.8	0.8
9 片親と子供のない夫婦	1.3	1.3	1.3	1.7	1.4	1.2	1.2	1.0
10 その他の2世代	1.6	1.9	1.1	1.2	2.0	1.8	1.6	3.2
III. 3 世 代	26.8	22.2	35.4	40.1	23.5	23.5	21.2	13.6
11 両親と子供のある夫婦	9.1	6.9	13.2	16.0	7.0	7.5	5.3	3.6
12 片親と子供のある夫婦	13.0	11.2	16.4	17.0	12.0	11.2	10.4	7.3
13 その他の3世代	4.6	4.1	5.7	7.1	4.5	4.8	5.5	2.7
IV. その他の親族世帯	2.8	2.0	4.1	4.8	1.8	2.9	2.2	0.7
計	100	100	100	100	100	100	100	100

こうした状況を呈しているというのではない。そこで三十五年センサスの結果（表20）にもとづいて、これを家族類型に組みかえると、表21がえられる。九州ではとりあえず、福岡（北部）・長崎（西部）・鹿児島（南部）の三県を

表21 家 族 類 型

	全国	市部	郡部	山形	福岡	長崎	鹿児島	東京区部
核 家 族	66.3	71.4	56.5	51.1	70.4	69.4	73.0	81.0
直系家族	26.3	26.6	33.6	37.9	23.5	23.0	19.3	16.9
傍系家族	7.4	2.0	9.9	21.0	6.1	7.1	7.7	2.1
計	100	100	100	100	100	100	100	100

農家率も低いので、核家族率の低いことは、まず了解される。長崎は、全国相場をやや出るけれども、核化率・農家率とも、全国的なパターンとみることができる。また山形は、農家率の高まりにつれて、核化が減少する。つまり全国傾向を代表する県としてよ

取りあげ、別に全国・全国市部・全国郡部、それにコントロール・グループの資格で、山形県と東京区部（旧都内）とを挙げてみた。小山のそれとは、資料がちがうので、全国数字では、われわれのそれと、まったく同じではない。しかしその差は、きわめて僅少である。ところで本表によると、核化率の高い点は、三県とも共通している。いずれも全国平均（六六％）を上廻るわけであるが、とりわけ鹿児島の高率（七三％）が注目されてくる。すなわち福岡（七〇％）・長崎（六九％）と較べて、三％から四％の差が示される。そしてこの数値は、東京の区部（八一％）には及びもつかないにしても、全国市部（七一％）さえもリードする。とともに山形とは、二二％も開いてくるわけである。なるほど九州三県のあいだに見られる核化率の差は、数値としてはたいしたものではない。けれども表22を参照されたい。すなわち福岡は、

表22 核化率と農家率

	核化率	農家率
福 岡	70.4	15.7
長 崎	69.4	26.0
鹿 児	73.0	49.4
山 形	51.1	42.3
全 国	66.3	23.0

い。ところが鹿児島だけは、そうではない。ここは農家率四九％という全国最高を示している。いや三十五年当時は、第一次部門の産業構成比は、五九％の高率に達していた（表23）。つまりこれらの数字からすれば、全国一の農業県である。にもかかわらず、その核化率からすると、全国市部さえ抜いている。地域産業はまったくの農業、家族

類型は都会なみ。もっとつめて言えば、農家でありながら、この農家は日本農家のパターンからは、大きく逸脱する。近代家族の形態を取っているわけである。

鹿児島県の特性

以上の分析は、だいたい昭和三十五年ごろの資料によったが、当時は、高度成長経済の波に乗っていた。殊に三十五年には、この機運に乗じて、所得倍增計画が打ち出された。この計画のねらいは、周知のように、京浜・中京・阪神・北九州の四大拠点を核と

表23 産業構成比

	全国	鹿児島	山形
第1次	32.6	59.0	48.9
第2次	29.2	12.3	19.6
第3次	38.2	28.7	31.5
計	100	100	100

して、その波及効果によって国民経済の底あげをしよう、とする。一般に公太平洋ベルト構想とされるもので、その手直しとして、翌年から翌々年にかけて、全国総合開発計画が発表された。新産業都市の発足は、この計画に依っている。成長経済にしても、その後の地域開発計画にしても、結果としては人口・資本・産業を拠点へと集中させる。反面、地域格差の拡幅は、避けられない。ところでこれは九州、とりわけ鹿児島県にも妥当する。事実、国調の結果からしても、鹿児島は、昭和三十五―四十年のあいだに、一一・三万人の人口減をみた。減少率としては、一〇・五％に当たる。年率二・〇％が「過疎」の目安だとすれば、本県は『過疎県』ということになる。ただ鹿児島の場合

合は、こうした人口の流出は、別に戦後、とりわけ三十年以降の現象ではない。なるほど成長経済がこれに拍車を掛けたことは言える。では以上のような核化傾向は、三十年以降のドラスティックな流出にもとづく家族解体の結果であろうか。とすればこれは、外部経済のインパクトによるもので、家族制度とは、別の次元のことからなってくる。むしろいまも述べたように、戦前でも流出はあった。というわけで絶対的なキメ手にはならないとしても、とにかく最近の攪拌因子を排除するには、ややさかのぼった資料の検出が必要となってくる。それによって、この核化傾向が多少でも制度的に裏づけられていることがわかる。そのように考えられるわけである。ところがさいわい戸田貞三は、大正九年の第一回国勢調査の抽出票の検討から、有力な資料を提供している(表24¹⁾。世代構成の分類であるが、やはり二世代世帯では、鹿児島郡部(当時としては鹿児島県のほとんど全部)の相対的な肥大が注目されてくる。すなわち本表によるかぎり、二世代世帯が六割台(六〇%)に達しているのは、本県郡部だけである。そしてこの比率は、全国都市さえ抜いている。ちなみに三十五年センサスの世代構成をみると、さきの表20に示したようである。つまりこれだけを取ると、鹿児島県(六六%)は、全国市部(六四%)を抜くとともに、東京区部(六七%)へと迫ってくる。それは別として、大正九年当時でも、九州の二世代世帯(五四%)は、全国平均(五三%)より高い。この点、東北のそれ(四五%)とは、対照をなしている。が、な

表24 大正9年世代構成(戸田)

	1世代	2世代	3世代	4世代	5世代	計
全 国	176.8	532.4	265.2	25.2	0.2	1,000
全 国 都 市	259.2	588.8	145.5	6.6	—	1,000
全 国 郡 部	157.4	518.9	293.7	29.4	0.2	1,000
東 北 郡 部	112.1	456.2	353.8	76.9	1.1	1,000
九 州 郡 部	171.7	544.2	266.5	17.7	—	1,000
宮 崎 郡 部	212.2	545.4	227.3	15.2	—	1,000
鹿 児 島 郡 部	186.4	602.1	197.1	14.4	—	1,000

かでも鹿兒島の高率が指摘されるわけである。そして当然のことながら、本県の場合、三世代の比率（一九％）は低下する。全国都市（二四％）と並んで、一割台にとどまっている。二世代世帯は直系家族を含みうるけれども、三代あるいはそれ以上の世帯は、まず直系家族、あるいは傍系家族と見立ててよい。というわけで、鹿兒島は、一九二〇年のころから、すでに都市型の家族形態を示していた。なおついでなので、戸田による統柄別の特徴の一端に触れておくことにしたい。繁雜なので、表示は省略するけれども、まず九州では、世帯主を一、〇〇〇としたとき、子の比率が上昇する。すなわち全国では一、八九二であるのに、九州は一、九五三、特に鹿兒島では、二、〇〇三に達する。反対に孫は低下してくる。全国二四〇、九州一八八、鹿兒島一四六といった具合である。それから父であるが、これは全国六九、九州七〇で、ほとんど変わりが無い。ところが鹿兒島では三五にすぎない。⁽²⁾なおこれらの特徴の意味については、断わるまでもないであろう。家族の分封、とりわけ末子相統的なものがおこなわれれば、孫の呼名は、それだけ減少する。直系家族なら、孫に当たる子どもも、その両親が分家してしまうので、孫ではなくて、子として記録される。したがって子の幅が広がる。父が少ないことも、同様に理解される。隠居すれば、父となるわけであるが、子どもが成人しても、やはり世帯主の地位にとどまっている。末子に世を譲れば、父となるわけであるが、その期間は、長子相統の場合よりも短縮される。他に特殊事情がないならば、以上のように言うことができるであろう。

(1) 戸田貞三『家族構成』昭和十二年、五五五―六頁。

(2) 同右、三四三―四頁。

世帯規模

こうしたわけで、九州、とりわけ鹿児島では、戦前・戦後を通じて、核化傾向の持続が觀察された。とすればこれにともなつて、出生率・死亡率に格段のちがいがなければ、家族規模も相対的に小さくなつてくる。そういう事態が予想される。ではその実態は、どうであらうか。表25は、一九六五年の住民登録による、九州および東北各県の世帯当たりの平均員数を示す。あわせて四十一年当時の農家率を掲げておいた。これによると、鹿児島、次いで宮崎は、

表25 世帯規模 (昭和40)

		平均員数	農家率
全	国	4.02	23.0
九州	福岡	4.10	15.7
	佐賀	4.70	38.5
	長崎	4.35	26.0
	熊本	4.37	37.6
	大分	4.31	40.5
	宮崎	4.11	38.1
東北	鹿児島	3.88	49.4
	青森	4.74	37.9
	岩手	4.75	41.0
	宮城	4.58	31.5
	秋田	4.88	42.5
	山形	4.82	42.3
	福島	4.86	38.7

その農家率と対照させて、たしかに異例をなしている。

つまり世帯規模は相対的に小さい。殊に鹿児島は、九州で三人台（三・八八人）を記録した、唯一の県である。

全国平均は、四・〇二人なので、これを下廻わるとともに、東北六県のそれと較べると、一・〇人あるいはそれに近い開きが出てくる。東北での最低は宮城であるが、ここでも四・五八人で、鹿児島とは〇・七人の差が示される。しかも宮城の農家率は三一％で、鹿児島（四九

％）との差は、一八％ということになる。ところで三人台の府県は、鹿児島を別にすれば、表26のようであるが、その農家率からしても、東京・神奈川・京都・大阪が大都市あるいは工業地帯に当たすることは、言うまでもない。和歌

表26 平均3人台の都府県（昭和40）

	平均員数	農 家 率
東京	3.04	1.4
神奈川	3.37	5.6
京都	3.76	13.8
大阪	3.62	4.1
兵庫	3.85	16.9
和歌山	3.98	26.9
岡山	3.97	39.6
広島	3.82	26.6
山口	3.90	27.9

全国相場（四・五人）以下であった。要するに世帯規模の点では、鹿児島は大都市なみ、あるいは先進農業県なみである。しかもこの特徴は、どうやら戦前までさかのぼる。こう言ってよいであろう。

三 モノグラフの検討

1 諏訪調査

前節では、いわゆる末子相続の地域的分布について述べておいた。掲げた資料には、直接この相続に触れたもの

末子相続研究序説

山・岡山・広島・山口は、また農業比重がかなり高いけれども、最高の岡山でもその農家率は、四割を割っている。いわんや瀬戸内海の先進農業地帯と、イモ・ムギを主幹とした鹿児島とでは、その内容とレベルとをまったく別にしてゐる。なお戸田が分析した大正九年当時の実態は、表27のようである。当時の格差は、こんなにほど大きくない。にしても鹿児島（四・三人）・宮崎（四・二人）は、当時であっても、

表27 大正9年平均家族員数（戸田）

	平均員数
全 国	4.5
九州	4.5
福岡	4.5
佐賀	4.6
長崎	4.9
熊本	4.7
大分	4.4
宮崎	4.2
鹿児島	4.3

もあった。が、間接的に言及するだけのものもあった。さらに指標的・函数的にその所在を暗示するだけの資料も現われた。多くは計量的性質のものであったが、これらを検討した結果、どうやら九州、殊に鹿児島県下での慣行のさかんことが確かめられた。けれどもわれわれのモノグラフに出てくるはずの、長崎県や熊本県は、こうした数量的な露呈を示すまでには至らなかった。が、これは全体分布の濃度にかかる問題であって、地点的にながめると、けっして例外的な慣行ではない。われわれのモノグラフにみるように、立派に特殊慣行としての定着が見られる。いずれにしても、西南九州でのこの慣行の分布と実態とは、この研究での主な目的である。それでこれらは、くわしくあとで述べることにして、ここでは末子慣行研究の発火点となった、諏訪地方の調査結果を検討してみることにした。というのは、この諏訪調査は、たんに発火点となっただけではない。同時に計量的にまとめられた、おそらく最大規模のものであった。したがって問題の所在をさぐる有力な手がかりを提供する。そのように考えられるからである。

ところでこの調査は、昭和八、九年にわたって、中川善之助が塩田定一の協力をえて実施された。すなわち兩人は、諏訪郡下、二四ヵ村、三万世帯に調査票を配布して、一万票以上を回収した。さてこの調査票の内容である。原票が示されていないので、具体的な点は不明というほかはない。ただ本稿の一の1で中川が述べている末子相統の一般的定義と較べて、調査票の項目は、ずっと現実的なものとなってくる。もっとはっきり言うと、《日本化》されている。調査票として、これは当然であるけれども、およそ相統、ここでは末子相統の指標としているのは、次の六点である。

(1) 家の跡取り

(2) 墳墓・系図・祭具などの継承

(3) 長子の去家制限

(4) 家・屋敷の相続

(5) 隠居面の相続

(6) 母の扶養

そこでこの調査結果である。作表し直すと、表28のようになる。^①調査項目のうち、(6) 隠居面の相続は、その回答数がずっと減ってくる。隠居、つまり生前相続でなければ、隠居面の必要もないように考えられる。ただ被相続人の死後、その妻のために隠居面を留保する事例もあると思われる。そこで本表を通覧すると、及川の研究でも見たように、なるほど藩政期の末子相続は、たとえ時代的な隆替はあっても、これがきわめて盛行した。しかし昭和の初期には、ほとんど余映をとどめる程度であることが推察される。すなわちやや目につくのは、長男の去家制限が「ない」(一七%)とするぐらいのものである。他の五項目は、「末子的」の比重がいずれも一〇%以下を占めるにすぎない。殊に眼目と思われる「家の跡取り」では、末子を挙げるのが五・五%とい

表28 諏訪調査総括(中川)

	実 数			%		
	長 子	末 子	計	長 子	末 子	計
家の跡取り	11,791	683	12,484	94.5	5.5	100
墳墓・系図・祭具	11,381	735	12,116	93.9	6.1	100
長子の去家制限*	9,581	2,042	11,623	82.4	17.6	100
家・屋敷の相続	11,345	527	11,872	95.6	4.4	100
隠居面の相続	2,806	302	3,110	90.3	9.7	100
母の扶養	10,513	506	11,091	95.4	4.6	100

*本項のみ「長子」を「あり」、「末子」を「なし」に読みかえる。

う低率である。⁽²⁾なおその他の項目では「隠居面の相続」は、どうしたわけか、前述のように回答事例が、僅少にとどまった。が、ここで末子を挙げるのは、九・七%となつて、六項目のうちではもつとも高い。以下、「墳墓・系図・祭具」の六・一%、「母の扶養」の四・六%、「家・屋敷の相続」の四・六%である。が、いずれも低率であつて、諏訪末子制も、昭和初年には、ほとんどこれが崩壊した。そういうことになりそうである。

- (1) 中川善之助「明治以後の諏訪末子制」(二・完) (東北帝国大学法学会『法学』第七巻第五号、昭和十三年、六六頁)。
 (2) この眼目である「家の跡取り」という表現には、中川自身もそのアイマイさを認めている。ただ「素人にはこれが最も判りよいので、一応訊ねてみたのである」(六六頁)としている。われわれも、この調査項目は、特定のアイテムとしてよりは、むしろ総合判定に属するように考える。したがつてこの一七%の比率を、そうした次元から見るべきものであらう。

とにかく以上の調査結果からすれば、昭和初年の諏訪相続制は、「長子的」といわざるをえない。なおこの調査では、これまた当然のこととして、財産相続のことが聞かれている(表29)。ところで本表によると、このころになると、「不分割的」が五七%、つまり六割近くということになる。前表から推すと、おそらく長男の単独・一括相続を指すものと思われる。したがつて残りの四三%が「分割的」となるわけであるが、しかしこのうち末子制と対応すると思われる「均分的」というのは、四・六%にすぎない。そしてこの数値は、前表の「末子的」というのと、ほぼ対応する。というわけで、あとの三八%は、「不均分的」ということになる。おそらく跡取りの相続分は多いけれども、

表29 財産相続(諏訪調査)

		実 数	%
分割的	均 分 的	451	4.6
	不均分的	3,678	38.0
不 分 割 的		5,537	57.4
計		9,666	100

表30 親をともなう末子の分家
(諏訪調査)

		実 数	%
あ り	少しあり	4,876	44.6
	多	1,926	17.6
な し		4,110	38.0
計		10,912	100

その他の子どもたちが分家するときにも、なにほどの分与がなされる。そうした事例のことであろう。なお本調査では、もうひとつ別の数字が挙げられている。「親をともなう末子の分家」というのが、これである(表30)。中川によると、末子相続では、親は末子とともに家に残る。これが基本的なタイプである。ところがそれが長子相続へと移行してきた。とすれば「親をともなう末子の分家」とは、結局、その推移過程に当たることになる。具体的な事情は、分明を欠くけれども、おそらくこの場合は、家・屋敷は長男に譲られる。しかしこの長男は、親の老後の扶養者ではない。子どもを全部片づけると、親は、末子とともに家を離れる。そしてこの末子に養われる。おそらくそのときには、隠居面を持参することが推定されてくる。ところでこうなると、その比率が急に高くなる。つまりこうした慣行がないとするのは三八%なので、残りの六割は、たとえば家の事実でないにしても、こうしたしきたりのあったことを認めている。⁽¹⁾中川はよると、こうした推移過程は、過去の《残映》にほかならない。このあたりフレーザー的な民俗残存説を思わせるけれども、とにかくこの残映は、数字的にはこれが確かめられる。しかしこのなかでも、「少しあり」が圧倒的(四四%)であって、「多し」というのは、一七%にすぎない。残映もそう華やかな夕映えではない。むしろ余映を連想させるわけである。

(1) この慣行は、形のうえからすると、いわゆる隠居分家の終着点と類似してくる。これは、のちに検討することにした。

それは別として、中川は調査結果の全体から、最後に「長子的」・「末子的」の総合判定を試してみようとする。そこで「回答不明瞭ナルモノ及び相続規範不確定ナルモノ」を除いて、整理するのであるが、その結果は、表31のようである。なおここでは家の職業ないし身分を、農・工・商、その他に区別し、さらにそのそれぞれを土着者と移住者とに分ける。そこで概して言えるのは、次のことであろう。全体として諏訪末子制は、すでに崩壊寸前にあるといえる。計数的に言えば、いわゆる「末子的」は5%に満たない。ただその内訳では、農（四・九%）・工（五・一%）においてやや高く、商（三・三%）、「その他」（二・八%）においてやや低下する。また土着者（五・六%）において相対的に高く、移住者（一・六%）とは、かなりの距離が認められる。これがまず中川

表31 諏訪調査総合判定

			実 数			%		
			長子的	末子的	計	長子的	末子的	計
農	土 移	着 住	8,430	503	8,933	94.4	5.6	100
			1,790	31	1,821	98.3	1.7	100
	小 計		10,220	534	10,754	95.1	4.9	100
工	土 移	着 住	719	48	767	93.7	6.3	100
			209	2	211	99.1	0.9	100
	小 計		928	50	978	94.9	5.1	100
商	土 移	着 住	441	19	460	95.9	4.1	100
			239	4	243	98.4	1.6	100
	小 計		680	23	703	96.7	3.3	100
その他	土 移	着 住	199	8	207	96.1	3.9	100
			109	1	110	99.1	0.9	100
	小 計		308	9	317	97.2	2.8	100
合 計			12,136	616	12,752	95.2	4.8	100

の綜合判定としてよいであろう。⁽¹⁾

(1) 中川、前掲論文、六七―八頁。

なお中川が「末子相続」と言った場合、これには実は「長男を廃した後、末男幼少に過ぎるため、次男を後嗣とする場合」を含めている。⁽¹⁾これはさきに引用した『全国民事慣例類集』の同県佐久郡の条で、「長男ハ家督ノ権ヲ有スト雖モ、父ノ意ニ協ハサルカ、或ハ二三男ヲ分家セシメテハ、若年破産ノ恐アルヲ以テ、長男ヲ分家セシメ、本家ハ父自ラ幼児ヲ教育シテ相続セシム」に、ほぼ該当するものであろう。つまり中川では、仲兄相続も末子相続の一種といふことになる。この点は、問題であろうが、いまはそのままにしておくことにしたい。ただかれは、諏訪地方にかぎらず、およそ長子制に先行する相続形態として、この末子制を考える。これが中川の言う末子相続の〈原始性〉である。⁽²⁾フレーザー的な発想であり、こうして日本上代の皇位継承も末子的だったとする説にも加担するようであるが、この問題も、いまはそのままにとどめたい。ただ中川は、諏訪地方の壬申戸籍を検討した結果、諏訪末子制も、明治五年ごろでその峠に達する。以後は、かなりのスピードで崩れていった、としている。明治五年ごろという、徴兵令が想起されるが、かれはこの点には触れていない。それで中川は、この崩壊のあとを永明村・小川一門の系譜から説明しようとする。さきにも触れたところである。(なおこの手法は、さきの及川でも取られた。)すなわち同村の小川光吉は、寛文五年以来の一門六二戸の総系図を作製した。資料としたのは、宗門帳と人別帳とである。そこで明治五年を境にして、長子・末子相続の比率を算定すると、表32のようになる。すなわち明治五年以前は、いわゆ

表32 小川一門相統分類（中川）

	明治5前	明治5後
長子相統	30	55
末子相統	70	45
計	100	100

る末子相統が七〇%を占める。それが以後となると、四五%に減少する。つまり長子・末子あい半ばするというか、むしろ末子相統のほうが少ない。永明村は、さきのアンケート調査では、末子の跡とりは六%にすぎなかった。資料が異なるので、単純な比較はできないとしても、明治以降、急速に崩れていったことは、だいたい推測してよさそうである。

(1) 中川前掲論文(『法学』第七卷第四号、一六頁)。

(2) 中川善之助「末子相統の原始性」(『法学』第六卷第十二号、四三頁以下)。

(3) 白鳥 清「古代日本の末子相統制度に就いて」(白鳥博士還暦記念『東洋史論叢』五六一頁以下)。
なお白鳥の基本的な考えかたは、末子相統から兄弟相統へ、さらに長子相統へ、という過程である。

2 雑^{さい}賀^が崎^{さき}調^{てい}査^さ

ではこの諏訪末子制の調査から得られたものは、なんであったか。末子相統の指標として中川が挙げたのは、上記の六項であった。なおこれに財産相統が加わることは、言うまでもない。調査項目の設定は、結局、作業仮説検証のための技術ということになってくる。そしてここでの作業仮説は、末子相統制の究明にあるわけで、したがって末子相統というものが、どのような相統形態であるか、これについての調査者の推定が前提とされなくてはならない。中川の末子相統観は、これまでの論文でも、いろいろ示されたところであるが、ただ本調査の項目からすると、ここでの末子相統は、前述のように、かなり日本化されている、という印象を受ける。日本化とは、もっと端的に言うと、

「家」の立場であろう。すなわち中川の文章には出ないけれども、日本のモデル家族を、「家」として考える。したがってそこでおこなわれる相続も、実は「家」の相続にはかならない。そしてこの相続は、伝統的に長男を相続人とすることによって、続けられてきた。ところがここに型やぶりの末子が相続人として登場してきた。ではこの相続は、「家」の相続であるか、ないか。というわけで、いささかアイマイではあるが、(1)家の跡取りが現われた。次いで(2)墳墓・系図・祭具などの継承が出てくるが、これらには財としての価値はない。むしろ「家」の象徴としてみなされる。さらに(3)長子の去家制限となると、ここではゆる伝統的な長子家督への拘着性がきかれることになる。(4)家・屋敷は、財としての値打もさることながら、むしろ「家」の所在として、しかも「家」伝来のものとしての価値が問題である。(5)隠居面にしても、もともと隠居は「家」行為としてなされる。したがって隠居面の承継も、たんなる遺産相続ではない。(6)母の扶養は、父亡きのちの母の措置であろうが、これにしても孝道とか母子愛というだけではない。母は、被相続人の妻として、これも「家」の観点からながめられる。中川の場合、とにかく日本家族は、「家」として前提される。そうした前提のもとで、末子制の家族は、はたして「家」であるか、どうか。設問は、そうしたスジで運ばれている、とみることができようであろう。

それからこの諏訪調査では、「親をともなう末子の分家」というのが現われた。中川は、これを末子制が長子制へと移行する、その推移過程の現象とするのであるが、ではそれは末子制の亜種であろうか。それとも長子制の亜種であろうか。あるいはまったくの中間型なのか。この点、中川の発言を欠くけれども、フレーザー流の『残映』とするかぎり、末子制への未練(?)は、十分に考えられる。なおかれの場合、長男を廃して、次兄をあととりとするの

は、これを末子相続とみなした。つまり「非長子相続」は、すべて「末子相続」とされることになる。九州の調査結果からすると、この点は、かなり問題である。

ただこうした問題点をとどめながらも、諏訪調査での最大の収穫は、当地の末子制は、すでに壊滅にひんしているという事実であった。いわゆる総合判定からすれば、5%足らずの生存率にすぎない。極言すれば、諏訪は末子制発掘の場所ではあった。が、すでに無形文化財化している。長子制への移行が、強制法規によったか、それとも他の諸事情によったか、は不明としても、旧慣を維持する態勢は、きわめて弱かった。こう判断せざるをえない。ところが同じく末子慣行発掘の場所となった紀州・雑賀崎（現在、和歌山市）の実態は、この点で、きわめて注目にあたいする。当地の事実は、昭和十年代のはじめ、諏訪とちがって、民俗学者によって取りあげられた。しかも漁村として、地域環境も諏訪と異なるとともに、この慣行は、まだ生きている。もともとこの漁村は、磨鉢の底のような集落をなしている。それで分家の余地も、ほとんどない。というわけで、男子は二十四、五歳になって、嫁を貰うと、五尋足らずのサゲ舟と小さな家とが分与される。こうして一本づりを続けながら、日本沿岸を漂海する漁民の基地となった。安あがりの分家（？）ということもあって、ここでは長男からの分封が進められて、結果として末子相続が実現する。これが雑賀崎末子慣行のあらすじである。^①ただ民俗学者たちの報告では、計数的な措置は取られていない。そこでそのご、先人たちの業績を踏まえて、川崎恵璋が戸別調査を実施した。川崎の調査は、昭和二十七年のことであるが、いまその骨子を示すと、次のようである。^②なお調査結果は、同じく漁村の田野と比較する形で掲げられている。まず相続人の続柄をみると（表33）、田野との対照はあざやかである。すなわち田野では、長子相続が圧倒的（八二

表34 財産相続（川崎）

	雑賀崎		田 野	
	実数	%	実数	%
単 独	41	51.2	28	72.0
歩合配分	12	15.0	8	20.3
均等配分	24	30.0	—	—
不 明	3	3.8	3	7.7
計	80	100	39	100

表33 雑賀崎相続分類（川崎）

	雑 賀 崎		田 野	
	実数	%	実数	%
長子相続	44	55.0	32	82.0
末子相続	29	36.2	1	2.6
次子相続	4	5.0	3	7.7
入夫相続	3	3.8	2	5.1
不 明	—	—	1	2.6
計	80	100	39	100

（％）なのに、雑賀崎では、これが半数程度（五五％）に落ちる。とともに問題の末子相続は、田野ではわずか一例（二％）、これに対して雑賀崎では、三分の一度（三六％）現われた。なお「次子相続」（五％）というのは、川崎の説明によると、「長子死亡または事故」による相続のことである。とすれば、これは長子相続の代用ということになる。それでこれを加算すると、長子相続が六割に達する。なお財産の分与については、表34のようである。すなわち雑賀崎では、単独が半数（五一％）ほど現われ、これは前表の長子相続（五五％）にほぼ見合ってくる。これに対して均等配分はちょうど三割であって、これも末子相続の比率（三六％）とあまりちがわない。「歩合配分」の意味は、不明であるけれども、おそらくあとりの取分が多い、つまり不均分の例と思われる。これは一五％ほどにすぎない。ところが田野では、単独が七二％を占める。この比率は、前表の長子相続の率（八二％）には及ばない。にしても、単独・一括が圧倒的な点は、同じである。そして歩合配分は、二〇％ほど出てくるけれども、均等配分というのは、一例も見られない。

（一）橋浦泰雄「紀伊雑賀崎の末子相続と串本地方の隠居分家制」（『海村調査報告』第一回、昭和十三年）。

同『民間伝承と家族法』昭和十七年。

宮本常一「家族及び親族」(柳田国男編『海村生活の研究』昭和二十四年、一六五—一八六頁)。

(2) 川崎恵璋「末子相続と村落の構造」(『竜谷大学論集』第三七四号、昭和三十八年、八一—一二頁)。

骨子は、このようであるが、以下、若干の補説をおこないながら、雑賀崎末子相続の問題点を煮つめてみたい。表33でみたように、雑賀崎の末子相続は、三割程度の実現を見ながらも、なお長子相続が過半を占めていた。とすれば、末子慣行の事実は認められても、これをもって支配的な相続形態とすることはできない。なるほど「長男が養子に行く」というので、雑賀崎の末子相続は、よく人の口にはのぼる。だが地域全体の慣行とするのは、なお問題なわけである。ではこれは、中川が諏訪で指摘したように、かつての末子制が崩壊した結果であろうか。川崎は、一部ではこれを認めながらも、歴史的な文脈においては、むしろこれを否定する気配が感じられる。というのは、かれは明治四年から二十年に至る七〇〇戸の戸籍を検点した。ところがその結果、不確実な事例を除いて、末子相続と思われるのが一三・四%、また長男養子、あるいは長男分家の例は、二・六%にとどまった。このさい川崎は、明治六年の布告二六三号、すなわち「家督相続ハ必ス総領ノ長男タルヘシ」を重視して、その影響を推察するのであるが、それにしても中川のように、明治初年をもって、相続転換の峠とする姿勢にはとぼしい。「いずれにしても雑賀崎の末子相続制は、以前より全般にわたる相続形態ではなく、部分的な相続形態に外ならなかった^①」。これが川崎の推定である。つまり以前より両相続がならびおこなわれた。一方が他方を犯したのではない、とするのである。

(1) 川崎、前掲論文、九頁。

にしてもそれなら雑賀崎末子制を生み出したものは、なんであったか。川崎のことを借りれば、「成因」である。ただかれは、この成因についても、歴史的な事情にはきわめて慎重で、もっぱら直接的な「因素」にこれをかぎろうとする。この因素が川崎の言う「生活的必然性」である。すなわち長子家督は法的規制力をもつとしても、なお地方的には生活に適した相続形態が続けられる。したがって法的規定性がいちじるしく生活的必要性と競合する場合には、前者を拘束と感じて、あえてこれを排除しようとする。ところでこの生活必然性は、漁民生活のうちから生まれた。それは上記の調査で、末子慣行の附着率が漁家において高いことからしても言える。となるとこの漁民の生活必然性とは、具体的にはどういうことになるであろうか。

さきにも触れたように、雑賀崎の漁撈は、伝統的に一本づりを基幹としていた。五尋足らずの小舟で、戦前は五島列島から三陸沖まで、また戦後でも千葉・勝浦沖から高知県海域にわたって出漁している。期間は長くて八ヵ月から半年、短かくても半月は海上でくらすなければならない。というわけで、たとえ分家しても、当分は夫婦の住むところと小舟さえあれば、ことが足りる。家がないときは、よその二階を間借りする。サラリーマンの新世帯と変わりが無い。これに対して田野の漁法は、以前から打瀬網、あるいはエビ底引網にあった。かつては帆船で打瀬網を引いていたが、いまは動力船が曳航するようになった。帆船時代も、相当大型の舟が必要だったし、漁夫も三、四人を要した。だから兄弟の協働ということはあるが、舟や網を相続財産として分割することはありえない。要するに川崎が生活必然性とするのは、漁法の差異にもとづく(1)相続財産の分割可能性ないしはその価格の高低、(2)漁撈が個人的か共同のか、この二点に帰着するようである。ただそれにしても、こうした雑賀崎の漁法そのものも、

最近は大きく変わりつつある。かつては孤立した漁村だった雑賀崎も、和歌山市に編入された。とともに、外部との交流もさかんとなった。漁業一辺倒から、やがて職業の分化もおこりつつある。が、それよりも問題は、潮流の変化による一本づりの不振であろう。また漁船の動力化もめざましい。すでに一本づりは、三分の一近くが動力化し、ほかに小型底引網五一、トロール船四を数えている。おそらく近い将来は、末子制にともなう均分相続も困難となろう、というのが川崎の推定である。⁽¹⁾

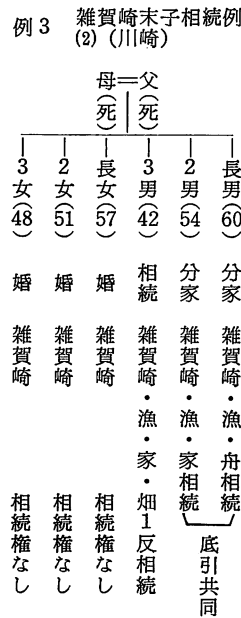
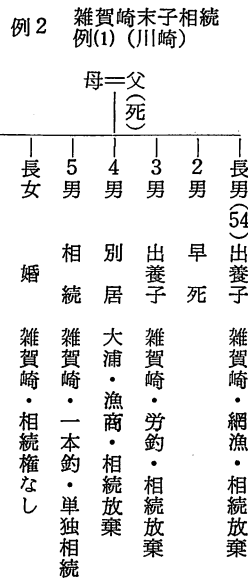
(1) 川崎、前掲論文、二二―二三頁。

表35 末子相続家の財産分与
(川崎)

	実 数	%
長子単独	1	3.4
末子単独	12	41.5
歩合配分	1	3.4
均等配分	14	48.3
不 明	1	3.4
計	29	100

均分相続のことが出たので、この点をさらに追ってみたい。というのは、さきほどからわれわれは、末子慣行とこの均分相続とを不可分のなもののように述べてきた。そして原理的には、川崎もこれを認めようとする。しかし表35を見られたい。末子相続をおこなった家での、財産分与の状態である。なるほど均等配分つまり均分相続が半数近く（四八％）を占める。けれども末子単独（四一％）というのが、これとあまり変わりがない。となると、これは妙なことになる。単独は、「家」と結びついた長子、家督の独占物ではない。すなわち末子、家督の成立である。のちにくわしく述べるように、われわれの例でも、これと似たケースは現われた。しかしこれらには、特殊条件が加わっている。当面、末子家督は認めがたいのであるが、雑賀崎の末子単独も、事例の観察からすると、どうやらその

気配が察せられる。末子家督の否定であって、例2がそれである。長男は、この地の名物、「長男の出養子」である。しかし長男のため、養家先の姓が名乗れず、別家の形を取っている。が、養家先を継いだので、実家の遺産相続からははずれた。二男は若死し、三男は養子に出た。四男は出寄留で、雑賀崎を離れて、漁商となった。自然、相続権を放棄



することになる。こうして末子の単独相続が実現する。川崎によると、分ける財産がないと、年長者から順次、相続権を放棄して、分家する。前表で、一二戸の末子単独が出てきたが、事情はだいたいこれと同じである。言いかえると、貧困のなせるわざである。末子相続に必然的にもなう、財産相続のありかたではない。なお例3は、その反証ともいえる。男子三人は、いずれも漁師となり、末子の三男が相続した。そして長男は、生前贈与として舟、また二男は家を貰って、共同して底引網を経営している。また三男は、昭和十八年、出征を前にして畑一反と家とを贈与された。したがって均分ではなく、川崎の言う歩合配分に当たる。あとの三男のほうが進歩がよい。三男は、現在(調査当時)、一〇馬力の機械船を動かして、月収二万円、自分の長男と一緒に乗船している。貯金も一五万円ぐらいある。

というので、漁夫としては上の部である。歩合配分ではあっても、分けるものがあれば、あととり以外にも分産しようとする。まして当家は、生前贈与なので、親の隠居分が三男の取分に加わっていることも考えられる。

(1) 川崎、前掲論文、一三一―一五頁。

3 岩子島調査

ところで川崎によると、あととりには長子・末子以外に、「次子」というのが現われた。これは前述のように、「長子死亡または事故」によるものであった。とすれば、もし長子が死亡せずあるいは無事故だったなら、長子相続となったケースと推察される。したがってこれは長子相続に加えてよいように考えるが、ただこの点についての川崎の発言は、見られない。なお中川の諏訪調査では、これもさきに述べたように、「長男を廃した後、末男幼少に過ぎるため、次男を後嗣とする場合」が現われた。そしてかれは、これを末子相続の一種とみなした。中川の文章からすると、この次男相続は、二つの条件によって実現する。(1) 長男の廃立と、(2) 末子の幼少である。では長男の廃立が、どの程度の意思でなされたか。推測の域を出ないけれども、川崎のいう「死亡または事故」のように、長男個人の事情にもとづくものとは区別されるであろう。しかしこれだけでは、次男の相続にはならない。なお末子が幼少でなければならぬ。裏からすると、この末子が幼少でなかったなら、末子相続になったケースとも思われる。中川がこの次男相続を末子相続の一種としたゆえんであろう。ただそれにしても、中川・川崎とも、長子・次兄(次

男)・末子以外の統柄が相続人として登場してこない。中川は、諏訪の宗門帳を検討したあと、「全体としては末子相続が圧倒的」と言いながらも、「屢々末から二番目の子が相続してたりしてゐる」。「恐らく末子が余りに幼少である場合が少なくないためであらう」。こう述べている。⁽¹⁾となるとさきの「次男相続」も、実は本当の次男相続ではない。いや次男だけではない。むしろ「仲兄」の範囲を指すものとしなくてはならない。これに対して川崎の「次子相続」は、もっとホンモノの次男に近い感じを受ける。が、あるいは中川流の「次男相続」すなわち仲兄の範囲に当たるとも解される。そして中川では、この範囲の相続は「末子相続」、また川崎では「長子相続」とみなされた。いずれにしても「仲兄相続」あるいは「非長子相続」のカテゴリは、兩人の場合には出てこない。統柄別の相続分類というものが、果たして有意味であるか、どうか。もし有意味だとすれば、これによつて実質的な内容の差が現われることが望ましい。つまりそうした分類でなくてはならない。にしても、とにかく兩人の所説は、この点でも問題を投げていると言えよう。

(1) 中川善之助「末子相続」(『家族制度全集』V、七〇頁)。

こうしたわけで、中川・川崎とも、あとの統柄は、長子と末子との二つに整理された。そのこともあって、あとの具体的な統柄は、調査結果のうえには現われてこない。そしてこの点では、竹田 旦の岩子島の報告は、もっと明示的なものとなってくる。とともにこの調査地は、離島というわけで、諏訪・雑賀崎とは、立地条件を別にしてゐる。しかも離島ということ、それから岩子Ⅱ鰯ということから、雑賀崎のような漁村が連想されるが、実はそうで

はない。漁村の伝統は、まったくないばかりか、いまはいわゆるミカンの島と化している。耕地（一三四町）のうち、七割がミカン園、残りが畑で、水田はほとんどない。農村といっても、諏訪とも大きく区別されるわけである。^①

（一）竹田 且「法と慣習」―広島県岩子島の末子相続をめぐって―『社会と伝承』第七巻第一号、昭和三十八年、一一二頁。

行政的には岩子島は、広島県御調郡向島町に属する。わかりやすく言うと、尾道市吉和の対岸に位置している。向島は、いわば親島に当たる。二・五平方キロほどの小島であって、戸数約三〇〇、芸予叢島のひとつである。歴史は、中世までたどれるというが、しかしミカンの導入は、大正はじめのことで、それも昭和に入ってからさかんになった。それまではイモ・ムギのほか、養蚕もおこなわれたし、除虫菊をつくっていたこともあった。

さてこの島の相続慣行である。竹田は、これを次のように報告している。ここでは長男が結婚すると、家を建て、土地を分けて、すぐ分家させる。分家の家・屋敷は、親が面倒をみてやる。家財道具は、なべ・かまからすき・くわまで、親があてがってやる。しかし大農具までの世話は、すぐできないので、当分は本家のものを借りることになる。次、三男も、同じように分家させる。そして最後に残った末子が本家を相続することになる。相続人のことをアトヒキ（跡引き）という。そして財産の相続は、均分をタテマエとしている。たとえば兄弟三人あると、まず親の隠居地を四分の一、長男以下もそれぞれ四分の一が分与される。しかし女子の嫁入支度を隠居がすることになると、隠居の取分は、それだけふえる。またその場合には、隠居の食事を本家が提供することも少なくなる。それから隠居銀といって、親にこづかい銭をやることも、少なくて済む。隠居の死後、この隠居地は、本家のものとなる。だからこ

の場合、あととりは二分の一を相続したことになる。末子が結婚すると、親たちは半年ほど同居する。そしてワキヤ（脇屋）に退いて、これを隠居屋に充てる。未婚の女子がいれば、これも隠居屋に連れていく。といって隠居屋に移っても、すぐ世帯を渡すのではない。それから一、二年して、もう大丈夫ということがわかって、はじめて正式の隠居となる。⁽¹⁾ということになると、ここでは末子相続に、親の別居隠居が組合わされる。それで末子が本家を継いでも、親はこの末子とも同居しない。おそらく扶養の責任も軽いものと思われる。いずれにしても、核家族の順次創設である。

(1) 竹田、前掲論文、七一〇頁。

ではこうした相続慣行は、計量的にはどのように現われてくるか。もっとも世帯移動が少ない昆沙郷についてみると、まず世帯主が相続者（本家）であるか分家者（分家）であるか、またその続柄の点はどうかを調べると、表36が得られる。なおこの七二戸に関して、戸籍簿を検索し、あわせて古老へ聴取すると、全体として表37のような結果が示される。そこで竹田は、この両表について、次のような特徴を指摘する。⁽¹⁾

(1) 末子相続の形成率が高く、これが全体の半ば近くに達

表36 岩子島相続・分家分類(1) (竹田)

		本 家		分 家		計
		実 数	%	実 数	%	
長 男		15	44.1	5	23.8	20
2 男		15	44.1	9	42.9	24
3 男		2	5.9	7	33.3	9
4 男		2	5.9	—	—	2
(うち末子)		(15)	(44.1)	(8)	(38.1)	(23)
小 計		34	100	21	100	55
ひとり子		11	—	—	—	11
養 子		6	—	—	—	6
小 計		17	—	—	—	17
計		51	—	21	—	72

表37 岩子島相続・分家分類(2) (竹田)

		本 家		分 家		計
		実 数	%	実 数	%	
長 男		37	40.7	54	51.0	91
2 男		43	47.2	32	30.2	75
3 男		6	6.6	15	14.2	21
4 男		4	4.4	3	2.8	7
5 男		1	1.1	1	0.9	2
6 男		—	—	1	0.9	1
(うち末子)		(45)	(49.5)	(26)	(24.5)	(71)
小 計		91	100	106	100	197
ひとり子		39	—	—	—	39
養 子		17	—	—	—	17
小 計		56	—	—	—	56
計		147	—	106	—	253

する。すなわち前表で四四%、後表で四九%に当たる。

(2) 分家の過半は、いわゆる長男分家によって占められる。しかしこれらは、島外への転出傾向がいちじるしい。つまり前表の長男分家二三%と後表のそれ五一%との差額は、島外長男分家の量を示すことになる。

(3) しかし長男相続も、かなり多い。前表で四四%、後表で四〇%。殊に前表、つまり現住戸についていえば、長子相続と末子相続とはまったく同率である。

(4) 末子を別とすれば、それ以外の非長子相続は、比較的少ない。すなわち前表で二一%、後表で一六%ということになる。

(1) 竹田、前掲論文、一三一—一四頁。

なお竹田は、別に指摘しなかったが、ひとり子と養子の例が全体の五分の一ほど出てくる。これらは、当然、本人があととりとなるので、問題はない。にしてもひとり子が長男であることは確かだし、また養子はこれに準ずる。選択の余地がないという点では、たしかに区別されるが、長男の絶対数ということになれば、これらひとり子と養子と

は、長男に加算される。この点は、念頭に置いてよいであろう。それから諏訪と雑賀崎とは、末子相続の時代的な推移が検討された。では岩子島の場合は、どうであろうか。竹田は、末子相続（非長子相続）・長男分家・長男養子家のケースについて、これらをおこなった当人の生年をただしてみた。いずれも長子家督から外れた事例である（表38¹）。長男あととりとの対照を欠くのが惜しまれるが、かれはこの表から、大正・昭和生まれでも、なお末子相続・長男分家が少なくない点に注目する。むろん明治・大正・昭和は、年代の幅がちがってくる。そしてこれを考慮すれば、昭和生まれの長男の分家を別として、他はほぼ比例している。少なくともここ数十年間、相続慣行は、大きな変動もなく継承されている、というのである。

（1）竹田、前掲論文、一三頁。

となると、中川が示唆しているような法規制は、この岩子島では利かなかった、ということになる。しかし法はやはり法であって、戸籍面では法順応の記載がなされている。つまり相続の実態は、同じであっても、記載面では長子家督として記される。不実記載である。また法的な技巧をろうして、その合法化がなされる。たとえば長男分家・長男養子について、その戸籍面を分析すると、表39のようになる。新民法となつての事例が三分の一近く（二一例）を占める

表38 岩子島相続・分家分類(3) (竹田)

	非長子相続			長男		
	末子	その他	計	分家	養子	計
明治以前生	8	1	9	17	—	17
明治生	22	4	26	20	2	22
大正生	6	2	8	10	—	10
昭和生	9	2	11	7	2	9
計	45	9	54	54	4	58

が、これは問題でない。戸籍編成前の分家（四例）も、簡単な手続きでこと足りた。ところが廃嫡（八例）となる

表39 長男分家・長男出養子における戸籍面記載

	明治 前生	明治生	大正生	昭和生	計
単父廃戸相新そ	—	8	—	—	8
純分	3	6	—	—	9
相家嫡	6	2	—	—	8
戸籍編成前分家死亡法他	4	—	—	—	4
戸籍編成前分家死亡法他	1	1	—	—	1
戸籍編成前分家死亡法他	—	2	10	9	21
戸籍編成前分家死亡法他	3	3	—	—	6
計	17	22	10	9	58

と、そうはいかない。なるほど明治民法（明治三十一年）以前には、役場に廃嫡願を出せば、これが簡単に許可された。しかし民法施行後は、手続きが面倒となって、まず裁判所に理由をつけて、許可を求めなければならなかった。というわけで、廃嫡八例中、七例までが民法施行以前のケースとなってくる。つまりそれ以後は、この手がかわれなくなった。そこでもっとも簡単なのは、竹田のいう單純相続ということになってくる。これは、実際には長男を分家させたのに、戸籍面では家督を相続したように記される。村内分家で、しかも財産は均分であれば、そうやかましいこともなかったと思われる。八例のうち、七例までが民法施行後の事例であることも、このかんの消息を伝えるものであらう。

ところで以上とはちがって、父分家は、被相続人である父親の隠居と分家とを組合わせた方法である。竹田によると、これは末子相続の事実を、ある程度、戸籍面にも反映させようとする。おこなうことによって、これが成立する。

(1) 本家戸主である父親の隠居。

(2) 長男の本家家督相続。

(3) 隠居した父親が、妻と末子を連れて、同地番への分家。

(4) 分家戸主である父親の隠居(再隠居)。

(5) 末子の分家家督相続。

(6) 長男の実際に分家した場所への転籍。

ひじょうに手がこんでいる。しかしこの手続きが完了すれば、末子が現に相続した家で、両親と同居していることが、戸籍上でも明記される。それにもし長男の分家した地点が村外なら、転籍によって、形式上の本家も、戸籍からは消えることになる。この父分家が、だれの発明であるか。それは別としても、九例中、四例は民法以前、五例はそれ以後に属する。とすれば、かなり古い歴史のあることがわかる。⁽¹⁾

(1) 竹田、前掲論文、一六一一七頁。

ところでこの岩子島の相続慣行をとおして、末子相続そのものに対する竹田の考えかたは、どうであろうか。字句のうえには現われないけれども、竹田は、この末子制を岩子島の支配的な相続形態とする。というのは、最近になって、この島にも選定相続的な気風が生まれるようになった。むろんこの気風は、以前からまったくなかったわけではない。末子の成長まではとても待てない、といった場合、末子以外をあとり据えたこともあった。また氣に入っただ子どもに、跡を取らせる例も見受けられた。しかし次のような新しい事態は、この傾向を前面に押し出すことにな

った。ひとつは、均分相続の結果、農地が細分化して、この点への批判が現われた。事実、農民の一部は、隣の向島はもちろん、越智郡（愛媛県）の島々にまで、出作りしている。細分化を防ぐには、根本的に均分相続制を検討しなくてはならない。また一方では、よそと同じように、若年労働力の流出が目だってきた。つまり農家の後継者にだれを残すかが、新しい問題として登場してきた。選定相続の気風は、この二つの相乗作用として現われる。しかも竹田によると、この選定の対象として、長男が浮びあがってくることも多いらしい。ということになると、あえて整理すれば、次のようになるであろう。なるほど選定相続は、以上のような社会・経済的な要因によって、最近、クローズ・アップされてきた。が、実は末子相続の影にかくれながらも、それ以前から存在した。ということになると、岩子島の長子相続は、もともと選定相続の一種、そういうことになりそうである。少なくとも、制度化された家督相続、すなわち「家」の相続とは、別のような印象を受ける。⁽¹⁾

(1) ただ竹田は、かならずしもそう割切っているのではない。別の書物では、長子相続・末子相続と区別して、この選定相続を挙げている。ただこの三分法も、決定的とは思えない。

ところが竹田は、さらにこの延長線上にもうひとつの課題を求めようとする。きっかけは、さきにも述べた父分家である。そしてこの分家慣行は、明治民法の施行を前後して、ほぼ均等に現われた。まず古くからの慣行としてよい。しかも岩子島では、このやりかたが末子相続実現のため、その手段として利用されている。さて竹田が問題としたのは、これとかれが専攻する隠居分家との関連である。むしろ父分家と隠居分家とは、そのまま同じではない。

隠居分家では、長男に家を譲ったあとは、家族を引連れて、父が別居する。末子だけを連れての父分家とはちがっている。にもかかわらず家督を長男に譲る点は、両者とも似てくる。そしてこの点では、末子相続と大きく区別されるわけである。ところが岩子島では、この大きく区別さるべき末子相続と隠居分家類似のものが、結びついて登場してきた。⁽¹⁾この前後に関心を示す民俗学の立場からすれば、これは興味ある課題としなくてはならない。なお竹田の場合、「非長子相続」として、長子以外を一括しながらも、一方では末子相続以外を「選定相続」とするフシも見受けられる。これも、今後の検討を要するであろう。

(1) 竹田、前掲論文、二〇—二二頁。

四 問題点の整理

ところで以上の記述と幾つかのモノグラフの要約とから、いわゆる末子相続をめぐる問題点を整理すると、次のようになるであろう。第一は、この相続形態の歴史的前後の問題である。まずフレーザーにあっては、末子相続は牧民の遺産として定置され、その意味で『旧約聖書』に見られるヤコブの説話も、遊牧ヘブライの慣行として位置づけられることになった。“Borough English”にしても、この地に移住した牧人・ゲルマンのもたらした慣行として、理解されることになる。そしてヘブライやイギリスだけでなく、通文化的に牧畜→農耕という推移過程を認めるとなると、いわゆる末子相続は、具体的な時点は別としても、他の相続形態に先行して生まれた。そのようにとらえてよ

いであろう。とともに『旧約聖書』についてのフレーザー的な理解からすれば、この末子相続に続く相続形態は、農耕ヘブライの長子相続ということになってくる。これに対してヴィノグラドフの末子相続は、封建制における貧困農民の特殊慣行としてとらえられる。とともにこのころには、他にながしかの労働市場が形成され、余剰人口の吸収が可能であったことが前提されている。

そこで日本におけるこの両説の適用をみると、まず中川の諏訪調査では、フレーザー説は山浦型、ヴィノグラドフ説は下筋型として、地域を別にして、この両説がともに採用された。にもかかわらずフレーザーの影響が強く認められて、これが末子相続の「原始性」というような表現となって現われた。しかし昭和初年の諏訪郡下の紹介調査からすると、この末子慣行のいわば生存率は、五%ほどに総合評価される。また特定家系の明治維新をはさんだ相続形態の分類からすれば、明治以降になって諏訪末子制の後退がいちじるしい。つまり長子家督への急激な転換である。そしてその背後には、明治政府による行政指導、続いて法制化のあったことは、言うまでもないであろう。ところが及川宏の諏訪調査は、中川の対象地とはちがって、中筋地区に向けられた。が、その結論からすると、末子制以前に実は大家族の時代があった。といって、この大家族は民族学的ロマンチズムの線に沿ったものでなく、近世初頭の新田開発を契機とした存在であった。けれどもこの開発が頭打ちとなった段階で、家族分封が進められる。ただわれわれの理解によれば、こうした分封が長子制に傾斜せず、末子相続に向かったことには、非農部門の成長という点を考えざるをえない。及川の挙げる例では、山稼ぎ、養蚕・漁業、若干の製造部門、さらに「江戸稼」などである。とすれば、中筋の末子制を導いたのは、むしろヴィノグラドフ的な農民離村の姿であった。そして新田開発をもしフレーザ

一的な開拓説に位置づけるとすれば、それは末子制的な家族分封どころか、その反対の大家族制を形成せしめたことになる。なお上野裕久の宮崎県臼杵郡の報告では、及川と同じく、大家族と非長子相続とが登場してくる。しかしここでは地域を別にして、こうしたふたつの相続形態が実現したという点に主眼が置かれている。つまりふたつの条件の適用いかんで、その差異が生じたというわけで、歴史的な前後とは、問題が離れてくる。あえていえば、最近になって労働市場の形成が進んだ。この意味でのヴィノグラドフ的な指摘にとどまるとしてよいであろう。

第二の問題点は、一部は前項の記述と重複してくるけれども、末子相続をうながした要因である。フレーザーの考えでは、遊牧はもともと定着性をもたないし、財産となる家畜は分割可能である。草資源さえ豊富であれば、これを追って長子以下の順次分封が可能となってくる。そしてこの意味で、社会・経済的条件のちがいを越えて、民俗残存説を主張することにもなった。しかしフレーザーの論旨を押しつめていけば、これはあえて牧民説Ⅱ民俗残存説に立たなくてよい。農耕部門にしても、土地資本が豊富に見出され、かつその農業がさして労働力の集中をを要しない粗放農業のレベルであるならば、遊牧民と似たような条件がつくり出される。たとえば焼畑である。フレーザーによると、アッサム・^{てんめん}緬甸国境に住む諸民族を牧人の遺民とするのであるが、こうした遠祖の慣行は、現行の末子制を説明するのに、かならずしも必要でない。現在の生業形態だけで、すでに十分だからである。かれの立場をあえて開拓説として位置づけたのも、このためであった。

こうしてフレーザーの場合は、草資源・未墾地の存在といった外的要因への強調となって現われた。これに対してヴィノグラドフでは、中川が整理し、上野が臼杵郡の分析で利用したように、内外二要因の指摘となってくる。まず

封建体制の締めあげにしても、また経済的条件の絶対的な劣弱にしても、とにかく一家の状態は、家族人口を支えていくに耐えない。すなわち貧困である。ところがこの余剰人口を収容する場が外部に存在している。いわゆる出稼ぎ説である。そして上野流に理解するならば、貧困（内的要因）だけだと、大家族がつくり出されるとするならば、内的要因は末子制の決定要因ではない。労働市場（外的要因）がその決め手ということになってくる。外的要因の指摘という点では、フレーザーと同じである。ただ前述のように、フレーザーの開拓説はいわば前向きであるのに対して、ヴィノグラドフの出稼ぎ説は、貧困のなせる業、といった暗い影をともなってくる。大きなちがいと言ってよいであろう。なお及川では、諏訪湖の干拓といったいわゆる農地開拓は、むしろ大家族を生む要因のように考えられた。フレーザー説とは、大きく矛盾してくる。また中川の山浦型とも、矛盾する解釈である。しかしこの点は、さきにも示唆したように、農地そのものが八ヶ岳に展開されたような畑地であるか、あるいは諏訪湖畔で進められた新田開発であるか、このことに関係してくるように思われる。おそらく労働力投下の様態、水資源、引いてはムラ体制の問題などに拡大すると思われる。が、これらは末子相続と対極をなすようにいわれる姉家督とあわせて、後に検討することにしたい。

いわゆる末子相続の地理的分布に関する諸指標は、その個々の資料的価値についてはなお問題を残すとしても、ナマの資料のままなので、ここでの繰返しは避けることにしたい。そこで第三の問題点は、相続制全体のうちで、末子相続をどう位置づけるか、ということになってくる。これはひじょうに大きな問題なので、改めて追求することになるが、ただこれまで挙げてきた文献・報告の類からすると、少くとも末子相続とあい対する相続形態は、説く人に

よってえらくちがってくる。そのことは、末子相続に絞ってみても、その理解の仕方がちがうことを指すものであろう。まず中川にあっては、末子相続に対するのは、長子相続のように考えられる。というのは、かれの場合、いわゆる次子相続も末子相続の一種として取られているからである。なるほどこの次子相続は、かれによると、長男を廃立して、しかも末弟がまだ幼少に過ぎる場合に実現する。長男の廃立は、一般にはそれ自体難事が予想されるが、末子制の原始性まで言及しなくとも、中川の対象とした諏訪地方では、さして問題ではないであらう。だから次子相続の実現は、末子の幼少ということにかかってくるわけで、裏からすれば、この末子が幼少でなかったならば、末子相続となったケースと考えられる。中川が次子相続を末子相続の一種としたゆえんである。また「親をとまなう末子の分家」に注目して、かれはこれを末子制が長子制へと移行する、その推移過程の現象とした。この点からも、長子制・末子制の別は、あきらかであらう。ところが及川では、長子相続・末子相続とは別に、「仲兄相続」の文字がみえる。ただこの仲兄相続は、事例からも僅少であったし、またかれがこれを独立のカテゴリとして認めているかどうかは、定かではない。また川島らの分類によると、相続は長（男）子と非長（男）子とに大別される。そしてこの後者が仲兄と末子、あるいは非長（男）子のなかで、「うち末子」というような分けかたがされている。しかしどのような理由または根拠にもとづいて、こうした分類がなされたか。これについての記述を欠いている。

次に川崎の雑賀崎の例をみると、ここでは長子相続・末子相続に加えて、「次子相続」が出てくる。しかしこの次子相続は、中川の用法とは別である。すなわち川崎では、前述のように、これは「長子死亡また事故」の場合のことであって、長男の廃立、末子の幼少を前提としてのことではない。つまりやむをえない次子相続であって、これはあ

さらに長子相続に属する。中川の場合と反対である。とすれば長男死亡また事故でなくて、長男でも末子でもない相続人が登場したかどうか。川崎の説明でもまた表中にも、これは現われてこない。われわれとしては、奇妙に感ずる点であるが、とにかく雑賀崎の分類では、長子相続・末子相続という二分法となるわけである。なお川崎の報告は、ほかに二、三の問題を投げかけている。これは第一、第二の問題点とも関連するのであるが、まずかれは長子相続・末子相続の前後関係について、きわめて慎重である。しかし明治初期の戸籍の点検からすれば、少なくとも両相続形態は、すでに並びおこなわれていた。というわけで、この末子相続は、著名ではあっても、しょせん「部分的な相続形態」にすぎないとする。そして第二点の末子制の原因については、かれはこれを「因素」というのであるが、結局は「生活的必然性」がこれを生んだと考える。具体的には、財産分割の可能性と漁撈形態の個性とがそれである。このあたり、フレイザーの牧人説を連想させるものがある。それからこの財産相続に関しては、これまでの通説を破って、末子単独というタイプが出現した。長子家督が多く単独一括をとるところから、あるいは末子家督の発見に結びついてくるように、われわれは前節で発言した。しかし川崎の説明では、これは分けたくても分けるものがない。貧漁民の場合に当てはまる。原理的には、末子制と均分制、川崎の言う「均等配分」との結びつきを認めているわけである。

おわりに竹田の岩子島報告は、もっと多彩な問題点を投げけている。まずここでの末子制は、別居隠居との組合わせでおこなわれる。つまり親は本家を末子に譲っても、これと同居しない。おそらく別財ということも推定されてくる。ただそれにしても、あとの続柄に注目すると、末子以外に長男相続もかなり出てくる。また竹田は、はっき

り表現しないけれども、仲兄に当たる者の相続もみられる。なおこの島では、昔はいざ知らず、あととり以外は、島外に出る傾向も認められる。この点だけについて言えば、ヴィノグラドフ型が参加してくる。が、とにかくこのように末子相続一色というわけではなく、しかもこうした配合には、年代的な差異があまりない。しかし次の発言は、かなり重要であろう。というのは、最近になってようやく選定相続の気風が強くなった。ひとつは、均分制による農地細分化への批判であるが、他は若年労働力の流出傾向である。そこであえて推測すれば、竹田にあっては、末子相続と区別されるのは、実は選定相続であった。そして長子相続も、この選定相続のひとつということになってくる。それは、かれが岩子島の相続慣行で、末子以外の相続人が現われたにもかかわらず、なお末子相続を支配的な型とする。その論旨から、当然の推定としてよいであろう。

最後の問題点は、「末子」および「末子相続」の概念である。たとえばさきの中川は、相続対象の点は別としても、「末子」という特定人物が「相続」するのが「末子相続」だとしている。なるほど諏訪に関しては、この中川も「末子優先相続」と表現を改めているけれども、これは財産相続についての発言であって、末子という特定人物の存在は動かない。ではこの末子とは、文字どおりの末子、つまり戸籍面でもっとも遅れて生まれた子のことであろうか。そして末子相続とは、この子にかぎって相続権を認める慣行のことであろうか。ところが実際には、かならずしもそうではない。次子相続を末子相続の一種としたのは、前述のようである。それだけではない。これまたまえに挙げたように、あととりには「末から二番目の子も、しばしば現われる」としている。とすれば、かれの「末子」相続は、実は「非長子」相続のことになってくる。そしてこの場合、末子を除いた非長子があととりとなった理由は、

「末子が幼少に過ぎる」という次子相統のときのものが準用されないと、スジが通りにくい。及川の分析で次子相統の出てきたのは、すでに指摘した。雑賀崎の「末子」概念は、不明であるけれども、あととりが長子か末子か、このふたつに限られるというのは、いささか了解に苦しむ点である。おそらくこの「末子」は、中川と同様、「非長子」の意味と思われる。こうした点で、竹田の言う「末子」は、だいたいホンモノの末子に見立ててよいであろう。しかしここでも一沫の不安が残る。竹田は、末子相統が支配的な形態であったと言うとともに、最近、とみに選定相統の氣風が生じた、と述べている。ということは、以前でも選定相統がなかったわけではない。しかし末子相統のまえでは、影のうすい存在にすぎなかった。これが前面にクローズ・アップされるに至った。ではこの移行を相統慣行の質的な転換と考えるか、どうか。あるいは竹田の意図に反して、問題を拡大したともとられるが、言おうするのは、次の点である。もし質的な転換だとすれば、たとえ末子があとを取っても、これは末子慣行の線に沿ったのではない。末子も、実は選定のうちに入る。つまり選定相統の結果、末子のあととりが実現した。そういうことになるはずだからである。

ところでこの問題は、さらに発展する。というのは、われわれが具体的な資料を分析する場合、なんらかの基準で、この資料を分類しなくてはならない。もっと端的に言うと、相統形態の分類である。この場合、論理的には、二段に分けて考えることができる。第一は、前段で述べたように、相統慣行のシステムの点であろう。つまり全体の体系がなにに属するかの問題である。あるいは統一的にひとつのシステムに属するのではなくて、たとえば末子相統と長子相統のように、ふたつあるいはそれ以上のシステムが並存している場合も考えられる。さらにはこの複数システム

の比重の点も、問題となるであろう。こうしたシステムの検討は、一方では通文、文化的・通日本、的な立場からなされなくてはならない。この検討には、あわせて歴史的な推移がわかるなら、これを加えることが望ましい。こうして相統形態分類の基礎的な大枠が示される。言うまでもなくこうした大枠の設定は、単数・複数を問わず、その相統システム存在の根拠、あるいは各相統形態存在の理由をあきらかにするものでなくてはならない。ところでこのような用意のうえに立った分類、したがって基準の設定は、こんにちのところ、まだほとんど成果を挙げていない。そのようにみえる。またそうであるので、末子相統にからんでも、前述のような諸説が登場してきた。そこで第二段の構えとなってくる。実証的な資料を前にしては、なんらかこれの分類を迫られる。しかもこの場合、先人の示した確たる基準がない、ということになると、これはわれわれの側で用意しなくてはならない。けれどもそれはあくまで暫定的なもの、あるいは操作的な用意にすぎない。基準について自信のない分類にすぎないからである。そしてその当否は、かえって分析結果からして判定される。にしてもこの分類が、単なる思いつきであってはならない。そこでわれわれは、これまでの報告例に照して、当面、統柄の点からして、長子・仲兄・末子の別、あるいは仲兄と末子とを合わせて、非長子とする分類を取ってみた。そしてこのような分類が、果たして事態を説明するのに有効であるかどうか。それはなにか一定の基準の存在を示すのに役立つかどうか。言いかえると、これを仮説的な意味で採用した。研究の端初的な段階では、これもやむをえないとすべきであろう。